

平成20年1月29日

於：農林水産省三番町分庁舎

食料・農業・農村政策審議会  
平成19年度第2回畜産部会速記録

## 目 次

1. 開会 午後1時27分 .....	1
1. 配付資料確認 .....	1
1. 部会長あいさつ .....	1
1. 農林水産大臣あいさつ .....	2
1. 委員出欠状況報告 .....	3
1. 部会の運営について .....	3
1. 資料説明 .....	4
1. 意見交換 .....	18
1. 閉会 午後4時26分 .....	52

午後 1 時 27 分開会

○徳田畜産企画課長 若干定刻より早いですが、委員の皆様方お揃いですので、ただ今から食料・農業・農村政策審議会第 2 回畜産部会を開催させていただきます。皆様方におかれましては御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。

私は畜産企画課長の徳田でございます。よろしくお願ひいたします。

#### 配付資料確認

○徳田畜産企画課長 まず、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。番号を付しておりますが、資料 1 「議事次第」、資料 2 「委員名簿」、資料 3 「食料・農業・農村政策審議会畜産部会関係法令集」、資料 4 「畜産部会の概要について」、資料 5 「畜産をめぐる情勢について」、参考資料 1 「農業に関する国際交渉について」、参考資料 2 「平成 20 年度予算概算決定の概要」、参考資料 3 「畜産の動向」、以上でございます。

資料等お手元がない方、いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

ここからは鈴木部会長に議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

#### 部会長あいさつ

○鈴木部会長 当部会の部会長を仰せつかっております鈴木でございます。よろしくお願ひ申し上げます。前回、9 月に開催いたしました第 1 回の畜産部会では、畜産をめぐる情勢、施策の進捗状況等について、活発に御議論いただいたところでございます。

最近の畜産をめぐる情勢につきましては後ほど事務局からも説明があるかと思いますが、配合飼料価格の高騰につきましては、昨年の秋以降、再び大幅に上昇するなど、畜産経営に及ぼす影響は厳しさを増してきている状況にあります。

本日の第 2 回畜産部会では、20 年度畜産物価格等の決定に向けまして、畜産をめぐる情勢について幅広く御議論をいただくことといたしております。円滑な議事の進行に努めて

まいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

農林水産大臣あいさつ

○鈴木部会長 それでは、まずここで農林水産大臣よりごあいさつ申し上げますが、若林大臣はあいにく都合によりまして御出席できませんので、内藤生産局長からごあいさつをお願いいたします。

○内藤生産局長 農水大臣は出席できませんから、あいさつを預かっておりますので、代読させていただきます。

農林水産大臣あいさつ

食料・農業・農村政策審議会畜産部会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

初めに、委員の皆様方におかれましては、御多用中のところ御参集いただきましたことに、深く御礼申し上げます。

御案内のとおり、最近の我が国畜産業を取り巻く環境につきましては、WTOやEPA交渉といった国際交渉の本格化、配合飼料価格の高騰など、一層厳しいものとなっております。

このような状況を踏まえ、我が国畜産業の競争力を強化し、その役割が一層果たされるよう、当面する課題に全力で取り組んでまいります。

まず、WTO農業交渉につきましては、交渉が重要な局面にあるとの認識のもと、我が国としては、食糧輸入国としての主張ができる限り反映されるよう、最大限の努力を行ってまいります。

また、日豪EPA交渉については、昨年4月の第1回交渉以降、一貫して我が国農林水産業の重要性を主張してきました。豪州の新政権の方針を見きわめつつ、引き続き、守るべきものはしっかり守るとの方針のもと、政府一体となって取り組んでまいります。

一方、国内に目を向けますと、一昨年の秋以降、配合飼料価格の高騰が大きな問題となっております。農林水産省としましては、畜産経営の影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度の適切な運用を図るとともに、競争力ある生産構造を構築する観点から、国産飼料の生産や利用の拡大、家畜の生産性向上の取り組みを進めております。

加えて、生産者の努力によって、吸収できない生産コスト上昇分を小売価格に適切に反映できるよう、消費者等の理解向上に向けた環境づくりに努めております。

本日は、平成20年度畜産物価格等の決定に向けまして、まず畜産をめぐる情勢について御報告申し上げ、御議論をいただきたいと考えております。委員各位におかれましては、今後の我が国畜産のあり方について忌たんのない御意見を賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつといたします。

平成20年1月29日

農林水産大臣 若林 正俊  
内藤生産局長 代読

どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

#### 委員出欠状況報告

○鈴木部会長 それでは、議事に入ります前に、本日の出欠状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○徳田畜産企画課長 秋岡委員におかれましては、やむを得ない理由により本日御欠席とのことでございます。

なお、規定（審議会令第8条）によりまして、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することができないものとされておりますが、全体で20名のうち19名が出席されておりますので、成立しております。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

#### 部会の運営について

○鈴木部会長 次に、部会の運営につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○徳田畜産企画課長 当部会の運営方針につきまして、確認させていただきます。

議事の公開・非公開の方針でございます。審議会の「議事規則」に基づき、会議は公開といたします。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼす

おそれがある場合、または特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができることといたします。また、議事録は、一般の閲覧に供するものとします。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録にかえて議事要旨を一般の閲覧に供するものとする事ができることといたします。

部会の運営につきましては、以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。それでは、事務局から畜産をめぐる情勢などにつきまして説明を受けまして、その後、委員の皆様から御自由に御意見を述べていただく形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の畜産部会は16時ぐらいまでを予定しておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

また、議論が長引きまして16時以降になる可能性もないわけではございませんが、その場合には、お時間のない委員の方におかれましては順次御退席いただきまして、その後の議事につきましては後でわかるようにいたしたいと思っておりますので、あらかじめ御了承ください。

## 資 料 説 明

○鈴木部会長 それでは、早速、事務局より説明をお願いいたしますが、事前に資料をお送りいたしまして御一読いただいているかと思っておりますので、そのことを前提にいたしまして、事務局からの説明は簡潔にポイントを押さえていただくということで、できる限り時間を節約できればと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、畜産振興課長から説明をお願いします。

○釘田畜産振興課長 畜産振興課長の釘田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、資料5「畜産をめぐる情勢について」、私からは飼料関係について御説明させていただきます。

まず、1ページ目をお開きください。「飼料自給率の現状と目標」。現状で飼料の自給率は約25%。その内訳といたしまして、粗飼料が77%の自給率、濃厚飼料は10%の自給率でございます。これを平成27年度までに全体で35%まで高めるということで、粗飼料は完全自給、濃厚飼料は14%まで上げるという目標を掲げてございます。

次の、2ページをお開きください。我が国のえさ用の飼料穀物はその大部分を輸入に依存しておりまして、この原料の約半分を占めますとうもろこしについて見ますと、97%が米国から輸入されているという状況でございます。

とうもろこしにつきましては、右上の小さな表になりますが、米国内のとうもろこし需給をごらんいただきますと、生産量は、07、08年度には、前年に比べて2割以上ふえまして、史上最高の生産量を確保しております。一方で、中段のエタノール用も大きく伸びておりまして、全体として期末在庫量が若干ふえたものの、一番下の段、期末在庫率が17%ほどあったのが、さらに11%に下がっているというところがございます。

次の3ページ目でございます。「配合飼料価格に影響する要因」でございます。まず、配合飼料価格は、左上の表、現在5万8100円という価格になっておりますが、一昨年の秋に比べまして、約1万5000円ほどの値上げになっているという状況でございます。

その背景としましては、その下にありますとうもろこし価格の高騰がございます。これはバイオエタノール向けの需要が大きく伸びていることが大きな要因になっております。

それから、右上の海上運賃。これにつきましても従来水準の3倍以上という非常に高い水準になっており、これも飼料価格の高騰につながっております。

次の4ページ目をお願いいたします。こういった飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するための措置といたしまして、配合飼料価格安定制度を運用しております。右の図をごらんいただきますと、一昨年の10月以降、連続してこの制度が発動されまして、通常補てん、異常補てんが農家に支払われております。

さらには、昨年の7月以降、追加補てんといひまして、農家負担の上昇を前期に比べて4%までに抑える補てんというのも発動されておまして、農家負担への急激な影響を緩和するという措置が行われております。さらに、今後ともまだこの補てんは続く見込みでございますので、この補てんを確実に実施するため、基金の積み立て等に必要な予算措置を平成20年度に確保しているところでございます。

次は5ページ目で、これ以降は国産飼料の生産・利用拡大の取り組みを書いてあります。このような飼料価格の高騰の中で、輸入原料に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産に転換するために、ここにありますような様々な対策を講じているところでございます。

一つ一つ見ていただきたいと思います。まずは次の6ページ、「稲発酵粗飼料の利用・拡大」でございます。この稲発酵粗飼料は、稲作農家にとってはお米と同じように作れるということで、作りやすい。畜産農家にとっては栄養価値の高い穀物の飼料であるという





おりまして、今後ともこれをさらに拡大していきたいということで、様々な対策を講じているところでございます。

次の10ページでございます。このように、自給飼料の増産が重要な課題となっているわけですが、一方で、個別経営の規模拡大あるいは高齢化の進展といった中で、飼料生産のための労働力が足りないという深刻な問題がございます。これに対応するために、飼料生産を受託するコントラクターという組織が重要になってきております。

このコントラクター組織数は、表の中にありますように増えておりまして、さらにコントラクターが受託している面積も9万8000haということで、全体の約1割を占めるまでになっているという現状でございます。今後はこういった地域の飼料生産の中核を担うコントラクター、さらにはそこで生産された粗飼料を活用して、TMRと言われる完全配合飼料を畜産経営に供給するためのTMRセンターを育成していくことが重要な課題だと考えております。

次の11ページでございます。飼料生産につきましては、面的な拡大と合わせまして、ここにあります単収の向上も重要な課題になります。単収の向上を図るためには、例えば草地の更新を的確に行っていく、牧草に比べて単収が大きい青刈りとうもろこしのような作物に転換していくといった取り組みが重要でございます。

このため、単収の高い優良品種の普及、あるいは青刈りとうもろこしの普及のための細断型ロールベラーの導入といったことに積極的に取り組んでいるところでございます。

次の12ページでございますが、ここでは食品残さ、エコフィードと呼んでおりますが、その取り組みを紹介しております。飼料自給率を向上させる取り組みの一環といたしまして、エコフィードを推進しております。

近年、食品残さの飼料化率は、平成15年の17%から18年には22%まで着実に上昇している状況でございます。さらに、昨年末には改正食品リサイクル法が施行されまして、再生利用に当たっては飼料化を優先するということが明確に位置付けられました。今後、個別の畜産農家が飼料化業者と連携した取り組みに加えまして、エコフィードを配合飼料原料としても活用していくことを通じて、利用拡大にさらに取り組んでいきたいと考えております。

次の13ページでございますが、新たな飼料資源といたしまして、ここではDDGS——バイオエタノールの発酵残さ、蒸留かすというものでございます——これにつきましてはとうもろこしの代替飼料として、特に米国内で発生量が増えてきておりまして、これをと

うもろこしの代替飼料として活用することが期待されております。日本でも一部の飼料メーカーが既に輸入をして使い始めておりますが、まだ幾つかの課題がございます。例えば、工場ごとに品質のばらつきが大きい、あるいは取り扱いに当たって固まり易いといった特質、さらに、コスト面でもまだそれほど安くなっていないというような幾つかの課題がございます。こういった課題を解決しながら利用を増やしていくことが重要だろうと考えております。

次のページでございます。以上、飼料生産の問題を取り上げましたが、4番目は「家畜の生産性の向上の取組」でございます。飼料高騰に対応するためには、個別の経営におきまして飼養管理のあり方を点検・検証し最大限効率的な生産を図っていくといった、生産性向上の取組みが不可欠になるかと思っております。私どもは、ここに幾つか掲げられておりますようなさまざまな優良事例を調査分析いたしまして、これを用いた普及指導に取り組みますとともに、そういった個別の生産者の取組みを支援するための対策を行っているところでございます。

次に 15 ページでございます。「飼料価格の高騰に対応した消費者理解の促進」でございます。昨年の5月に、飼料価格高騰の情勢、あるいは生産者の生産性向上の取組みにつきまして、「関係者の理解を得るための協議会」を立ち上げまして、中央レベル、あるいはブロック段階で意見交換を行ってまいりました。その中で関係者の理解も深まってきているとは思いますが、これをさらに、今後とも粘り強く続けてまいりたいと考えております。

最後 16 ページには、参考といたしまして国内外の畜産物価格の動きを紹介しております。私からは以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、牛乳乳製品課長から御説明をお願いいたします。

○平岩牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長の平岩でございます。よろしくをお願いいたします。

同じ資料の続きの 17 ページをお願いいたします。18 年度の我が国における生乳の需給構造を示しておりますが、総供給量といたしましては、生乳換算で 1204 万トンで、その 3 分の 2 に当たる 809 万トンが国産、残りの 396 万トンが輸入乳製品によるところでございます。

国産のうち、青い色でお示ししました飲用牛乳等向けが 470 万トンで、約 8 割が都府県産によるところでございます。

その右側の赤い部分が脱脂粉乳・バターへの加工向けでございます。203 万トン。この

部分は、逆に約 8 割が北海道で生産をされておるところでございます。この加工原料乳につきましては、価格が低いということで、国が 1 kg 当たり 10 円程度の補給金を交付をいたしまして再生産を確保しておりますが、この交付金の単価と限度数量につきましては、毎年度、この審議会において御答申をいただいた上で決定をしているところでございます。

さらにその右側に、黄色で「その他」というところがございます。生クリーム、チーズ等向けで、136 万トンになっております。

なお、輸入乳製品 396 万トンの 7 割弱はチーズでございます、主にオーストラリアから輸入をされております。一方で、チーズの国内消費という観点から見ますと、8 割が輸入品によるところでございます。

次に 18 ページ、「加工原料乳生産者補給金制度の概要」でございます。この制度は、加工原料乳地域である北海道の生乳の再生産を確保することなどを目的といたしまして補給金を交付しているものでございます。

その単価は、生産費の変動等に基づきまして、一定のルールで算定をしております。19 年度の単価で申し上げますと、18 年度の単価にコストの増減率を掛けて算出をいたしましたが、その増減率については、その下のところがございますように、生産コストの 3 年平均を用いております。分子は 16 年度、17 年度、18 年度の 3 年平均。分母はその 1 年前をとっております、15 年度、16 年度、17 年度の 3 年平均でございます。

その際、直近の価格動向を反映するために、単価と量の掛け算で表わされます各費用の品目につきまして、単価について、分子の方は直近 3 カ月に置きかえをしておりますし、分母の方は 1 年前の同時期の単価に置きかえて計算をしております。

その下に限度数量について書いております。生乳の需給事情などを考慮して決定をいたしております。19 年度は、生産者団体などが取り込まれる脱脂粉乳 5000 トン分の在庫削減を行うという対策を考慮をいたしまして、前年度に比べ、5 万トン削減して 198 万トンといたしましたところがございます。

右側に制度の仕組み等を示しております。現在の補給金制度におきましては、加工原料乳の乳価が指定生産者団体と乳業者との間の民間交渉で決められることになっておりまして、政府は一定額の交付金を交付していることを示しております。

その下は、御参考までに近年の補給金単価と限度数量の推移を示しております。

次の 19 ページ、「生乳需給の推移」でございます。近年は需給緩和基調が続いてきたところですが、下側の青い棒グラフで、脱脂粉乳の在庫量が平成 15 年度には過去最高の水準

まで増加したところでございます。そこで、生産者団体におかれては、乳業メーカーとも御協力をされて、翌16年度から、輸入調製品を国産の脱脂粉乳で置きかえる形で過剰在庫処理対策を実施されたところでございます。

また、さらには、オレンジ色の棒グラフでございますが、バター在庫も17年度には高い水準となったことから、18年度からは生産者団体が12年ぶりの減産型の計画生産に取り組みられているところでございます。19年度につきましては、減産型の計画生産や国際乳製品の価格高騰による国産への需要増加などから、年度末の在庫は脱脂粉乳・バターとも減少すると見込んでおります。

次の20ページ、「最近の生乳需給と生産者団体の取り組み」でございます。19年度は対前年度の実績比で0.2%減産の目標ということでございますが、12月までの生産の実績は1.4%の減産となっております。また、飲用需要が前年度より3%減少している一方で、チーズ、生クリーム等向けの方は8%近く増加をしており、北海道において新增設をされるチーズ工場が順次稼働していくことなどから、この秋以降の生産回復基調を維持をしていくことが必要となっているところでございます。

20年度の計画生産につきましては、乳製品向け需要の増加が見込まれるということで、前年度の目標との対比で、北海道は103、都府県は100を目標水準とする方向で検討がなされているところでございます。

次の21ページ、チーズ、液状乳製品、発酵乳の関係でございます。これらの乳製品につきましては、下の表にございますように、支援事業の効果もございまして、近年、仕向けが伸びており、今後とも有望と考えられます。このため、昨年の審議会における御意見も踏まえながら、支援事業を19年度からの3カ年事業にリニューアルをいたしまして、奨励金も増額を図ったところでございます。さらに、都府県に関しましては、減産型計画生産への対応として別途、19年度に限りまして、発酵乳等向けに追加的支援も措置をしたところでございます。

次に22ページをお願いいたします。私どもとしては、近年飲用牛乳の消費が伸び悩んでいる要因として、他の飲料との競合が大きく影響していると考えております。グラフで見いただきますと、飲料本来の渴きをいやすような働きのほかに、健康志向への対応の観点からも、お茶、野菜ジュース、ミネラルウォーターなどの分野で新商品が次々と開発をされ、消費が増加傾向にあります。このため、一定のパイの中で競合関係が激しくなっていることが、牛乳消費減少の大きな要因になっていると考えております。

そこで、23 ページ、飲用牛乳を中心とした牛乳・乳製品の消費拡大対策の強化を図る必要があると考えているところでございます。9月の畜産部会の際にも御説明いたしました。9月の畜産部会の際にも御説明いたしましたが、検討委員会で取りまとめました方向に即し、消費者の着眼点が、有用性・機能性の「知識」、おいしさなどの「商品の魅力」、牛乳に対するイメージなど「感性」といった3点であることを踏まえまして、取り組みを強化をしているところでございます。

24 ページに最近の取り組み状況、対応状況を整理をいたしております。まず、有用性・機能性のアピールということでございますが、牛乳乳製品健康科学会議による正確な情報提供の一環として、牛乳を批判するような本が出されたということで、それへの公開質問状の発出をいたし、またその回答について、科学的見解を表明しております。

また、新商品の開発の促進という観点から、ペットボトル容器の使用が可能となるような省令改正が10月に行われましたし、ビタミンなどを強化した生乳100%の商品の「牛乳」という表示について、消費者の意向調査などを実施をしているところでございます。

また、酪農と牛乳・乳製品に対する一層の理解醸成の観点から、酪農教育ファームの質の向上を図るためにモデル牧場を選定したり、認証の仕組みを強化するという取り組みに取り組んでいるところでございます。

最後に25ページは、ごく御参考まででございますが、牛乳・乳製品の製造工程を概念的にまとめたものでございます。

牛乳・乳製品関係は以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

続きまして、食肉鶏卵課長より御説明をお願いいたします。

○牧元食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長の牧元でございます。

続きまして26ページ、まず「肉用牛生産の概況」ということで、毎回御紹介をしている図でございますが、おさらい的に申し上げますと、肉用牛生産につきましては、上段にございますように、肉専用種の繁殖、子供を産ませる経営、それから子牛を買ってきて育てる肥育経営があるということでございます。

一方下段は、酪農経営から出てまいります副産物でございますところの乳用種、交雑種を育成・肥育をする経営という、大きく分けて2つの経営があるわけでございます。

そして、ご覧いただきたいのは左上のところ、特に肉専用種、和牛等でございますが、繁殖経営については7万1000戸ということで、まだまだ小規模、零細な構造が残っている分野と言えようかと思っております。

続きまして 27 ページでございます。このように、肉専用種の繁殖雌牛につきましては、高齢・小規模ということございまして、こういう中で飼養戸数は残念ながら、毎年減少するということございまして、そういう中で、一方では、特にこういう肉専用種の枝肉・子牛価格が高水準で推移をしているという状況を踏まえ、繁殖雌牛を増頭いたしまして、国内の肉用牛生産の増大を図る。これは極めて重要な課題であろうということございまして、これにつきましては、繁殖雌牛の増頭目標、右下のところの図でございますが、10年間で11万頭という目標を設定いたしまして、全国はもちろんでございますが、ブロックごとに対策を推進いたしました。

その結果、左下のグラフにございますように、昨年度につきましては繁殖雌牛1万頭以上の増頭が達成をされているという状況でございます。

続きまして 28 ページ、「肉用子牛の補給金制度の概要」でございます。これにつきましても既に御案内の制度でございますが、牛肉の輸入自由化に伴いまして作られた制度ということで、肉用子牛の価格が低落をした場合、線が2本ございますが、保証基準価格を下回った場合に補給金を交付するという制度でございます。

この制度に基づきまして、最近におきましては、特に右側のグラフを御参照いただきたいわけでございますが、黒毛和種につきましては子牛の価格は引き続き堅調でございますが、乳用種の子牛につきましては価格が低下をしているということから、本年度第2・四半期に続きまして第3・四半期につきましても、保証基準価格が11万円でございますので、その差の1万6600円が補給金で発動されたということでございます。

続きまして 29 ページ、「指定食肉の価格安定制度」でございます。こちらは畜安法に基づく制度ということで、制度の基本は左真ん中あたりの図にあるとおりでございますが、安定上位価格、安定基準価格という2本の線が設けられているわけでございます。このような制度のもとで、牛の枝肉価格につきましては本年度に入って若干低下傾向にあるわけでございますが、引き続き、米国産牛肉の輸入停止前を上回る水準で推移をしているという状況でございます。

また左下の豚の枝肉価格につきましては、季節的な変動のある商品でございますが、概ね堅調に推移をしているという状況であります。ただし御留意をいただきたいのは、右下のグラフ、牛の枝肉の卸売価格につきましては、上の方の、例えばA5とかA4とか、非常に等級のいい牛肉の価格は引き続き堅調なわけでございますが、真ん中以下の、乳用種の牛肉等につきましては、最近においては若干低下傾向で推移をしているという状況でござ

ざいます。

続きまして 30 ページ、「肉用牛の肥育・養豚の経営安定対策」でございます。左側、肉用牛の肥育経営安定対策事業、いわゆるマルキン事業でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、特に乳用種の牛肉価格が最近は低下していることに伴いまして、第1・四半期に乳用種、第2・四半期におきましては乳用種、交雑種がマルキン事業によります補てん金が発動され、経営の安定を図るための対策が実施されているという状況でございます。

また、右下の、養豚の経営安定対策でございます。いわゆる地域肉豚の事業でございますが、この事業につきましては、近年、豚の枝肉価格が堅調に推移をしているということから、発動には至っていないわけでございます。

続きまして 31 ページ、食肉全体の需給の推移でございます。食肉全体の供給量について見ますと、御案内のように、平成 15 年 12 月に米国で B S E が発生をいたしました。あるいは、その翌年には国内でも鳥インフルエンザが発生をしたということから、左下のグラフの 16 年のところをご覧くださいますと、牛肉、また鶏肉の供給量が減りまして、豚肉の供給量が増えているという状況になったわけでございます。

直近の状況を見ますと、このような代替需要が概ね一巡をいたしまして、牛肉、鶏肉の供給量が回復傾向で推移ということで、直近 19 年のデータを見ましても、ほぼこのような傾向が続いているところでございます。

続きまして、32 ページ、「国産食肉の消費拡大対策」でございます。牛肉の消費につきましては、先ほど申し上げましたような B S E の発生の影響によりまして減少いたしまして、その後回復はしたものの、まだまだ B S E 以前の水準には達していないという状況があります。また、自給率の向上という観点からもまだまだ国産の需要促進を図る必要があるということでございます。

食肉につきましては、食べると太るとかいうことも流布されているわけございまして、正しい知識の普及が必要であるという観点から、下の方でございますように、一つには食肉の機能性等の知識の普及ということでシンポジウム等を開催いたします。例えば、牛肉には脂肪の燃焼に不可欠なカルニチン等が含まれている、こういう有用な物質もたくさん含まれているんだというようなことを消費者にアピールをする。

あるいは真ん中のところの、食肉に対する消費者の理解醸成。例えば、昨年鳥インフルエンザが国内で発生をしたわけでございますが、こういうときに緊急に、鶏肉、鶏卵は安

全だというポスターを、発生した地域に機動的に配布をいたしまして、消費者の皆様への御理解を図るという活動を行っているわけでございます。

また、一番下の③でございますが、ここでは、特に外国産の牛肉と競合いたします乳用種の国産牛肉についての販売促進キャンペーンということで、国産若牛のシールも載っているわけでございますが、このような販売促進のキャンペーンを行っております。また、昨年12月には和牛統一マークというものも策定をいたしまして、輸出をしております商品などにつきまして、この統一マークを張ってアピールをしていくという活動を行っております。

そして、最後に33ページの「畜産物の輸出促進」でございます。牛肉につきましては昨年の輸出量が222トンということで、一昨年に比べて3倍以上の増加でございます。特に対米国輸出につきましては、輸出再開前までは平成11年の14トンが最高だったわけでございますが、一昨年40トン、昨年は100トン以上ということで、年々増大しているところでございます。

また、香港につきましても、昨年4月に解禁後11月までに約50トンの輸出ということで、順調に輸出が拡大をしているところでございます。

そのような状況の中で、先ほど御紹介いたしましたように和牛統一マークを策定いたしまして、本年1月11日に香港で行われましたイベントにおきましても和牛統一マークを使いまして、販売促進のイベントを実施をしたところでございます。今後、このような輸出促進に向けまして、国内の食肉処理施設の整備の支援等を行っていきたいと思っております。

一方、牛乳・乳製品につきましても、昨年の輸出量で見ますと、LL牛乳、チーズ等、牛乳・乳製品全般が増加傾向にあるわけでございまして、ここにございますように、対香港、台湾、中国といったところに輸出が行われているわけでございます。

上海におきましては、ここにございますように、牛乳・乳製品のフェアを9社44商品が出品して開催をしたということでございます。今後の対応といたしまして、対中国向け輸出等につきまして、消費者の需要調査、流通調査等を実施していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

次に、畜産企画課長からお願いいたします。

○徳田畜産企画課長 34ページの畜産環境対策について御説明いたします。家畜糞尿につ



きましては、平成 16 年 11 月に家畜排せつ物法が本格施行されまして、それによりまして一定規模以上の畜産農家は管理基準に従った家畜排せつ物の管理が必要となりました。

現在の状況でございますが、右下にありますように、管理基準対象農家 6 万 33 戸のうち 99.9%が管理基準適合農家となっております。残り 51 戸、0.1%が不適合農家ということでございまして、これらの農家に対しては指導等の対応を行っているところでございます。また、これらの整備に当たっては、(3)にありますように、いろいろな支援策を講じております。

このように、一定の管理基準を達成しておりますが、35 ページ、基本方針を昨年 3 月に定めましたが、何より、適正な管理だけでなく、利用の促進を図ることが重要と考えております。

そのポイントといたしましては、右側にありますように、耕畜連携を推進したり、あるいはニーズに即した堆肥づくり、それからエネルギーなどの利用を進めていくことが大切と思っております。これらの方向に即した対策を今後強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

次に、動物衛生課長よりお願いいたします。

○姫田動物衛生課長 動物衛生課長の姫田でございます。

36 ページ、「家畜衛生をめぐる情勢」ということで、現在の牛のヨーネ病とか、豚コレラとかいう一般家畜疾病についての防疫を行っております。

牛のヨーネ病については、現在、5 年間で清浄化しようということで、清浄化対策を実施しているところです。

豚コレラについては、平成 19 年 4 月 1 日に O I E 上も、国際的にも清浄国に復帰したところでございます。

それから、今年のちょうど今ごろ、鳥インフルエンザが宮崎、岡山で発生したところで右側に最近の発生状況がございます。

こういうことを踏まえまして、防疫のために、まず基本は飼養衛生管理基準の策定ということで、すべての家畜飼養者が遵守すべき基準を策定して、これに向けて畜産物の安全性確保、家畜の伝染病の発生予防を行っているところでございます。

特に口蹄疫、B S E、豚コレラ、鳥インフルエンザの 4 疾病については特定家畜伝染病

防疫指針ということで、発生した緊急時に関係者が連携して取り組むための指針を策定しております。

特に鳥インフルエンザについては、昨年の発生を踏まえて、現在、パブリックコメントを上げて防疫指針の改定をしているところでございます。

また、もう一歩進んで衛生管理基準についてはすべての農家ということでございますが、さらに農家段階において、消費者への安全性の高いもの、そして適切な防疫が行えるということで、HACCP方式を活用した衛生管理を推進しているところでございます。

次の37ページ、「BSEの発生と対応」ということで、御存じのように13年9月に国内で発生確認して以来、19年12月、昨年までに34頭の発生を確認しております。18年が10頭でピークでございまして、昨年は3頭の発生にとどまっております。平成13年の肉骨粉給与停止という法的な禁止以後、14年1月に生まれたものを除いて、14年2月以降に誕生した牛については現在発生は確認されていないところでございます。

米国産牛肉輸入問題ということで、15年12月に米国でのBSE発生以降輸入がとまっておりましたものを17年12月に再開しております。18年1月にせき柱を含む子牛肉が確認されたところでございますので、再度停止し、18年7月に再開したところでございます。現在、大体年間5～6万トンのペースで米国産牛肉が輸入されているところでございます。

マスコミ等で御存じかと思いますが、アメリカからは現在、20カ月齢未満、特定危険部位の除去という2つの基準についての輸入条件で入っておりますが、これらの見直しを求められているところでございます。現在、昨年6月と8月に日米間の技術的会合を開催して、具体的にアメリカ合衆国におけるリスクの状況について、議論をしているところでございます。

右側の下に、世界のBSE発生件数の推移というのがございます。2007年、まだ各国から最終報告が来ておりませんので最終的には締まっておりませんが、1992年が3万7000頭ございましたのが漸減しております。2006年には329頭、2007年もこの時点で92頭でございまして、いずれにしても329頭の半減以下になるのではないかと考えております。国際的にほぼ終わりがけた病気ではないかと考えているところでございます。

次のページ、「高病原性鳥インフルエンザについて」ということです。いずれにしても、昨年、宮崎、岡山で発生したところでございますが、現在、昨年の発生を受けて検証及び見直しをしているところでございます。いずれにしても、できるだけ早くモニタリングをしようとしているところでございます。

昨年、感染経路ということで、いずれも防鳥ネット等に、わずかではありますが破れ目があったということもございます。感染経路としては基本的に、野鳥、要するにカモなどが海外から持ち込んできて、持ち込んだものを国内でスズメとかいう留鳥、あるいはネズミとかの小動物が鶏舎に持ち込んだのではないかとされておりまして。そういうことも踏まえまして、防鳥ネット等の整備の徹底を図っているところでございます。

「養豚農場における衛生対策」ということで、特に近年、PRRSとかPMWSという呼吸器系、あるいは複合感染症による事故率が上昇しております。地域的には、九州、沖縄、関東という主要生産地帯に多い傾向になっております。また、農家ごとにも事故率には非常にばらつきが出ているということで、基本的には、きちっとした感染の防止が基本だろうと考えているところでございます。いずれにしても、そういうことを踏まえて、オールイン・オールアウトの徹底、あるいはスリーサイト化を含めて指導をしているところでございます。特に、地域一体となった飼養管理衛生を支援しております。

20年1月18日には、豚コレラの疾病の一部でありますサーコワクチンについての、薬事法において製造販売が承認されたところでございます。ただ、このワクチンだけですべてが解決するというのではなくて、これも一つのツールということで考えているところでございます。

最後のページでございます。「畜産物の安全性確保のための取組」ということで、いずれにいたしましても、消費者に安全な畜産物をお届けすることについて、生産段階から消費段階にわたって安全を確保することが必要でございます。でき上がった食品を検査して安全を確保するというのではなくて、HACCP的な考え方において、生産、流通のあらゆる段階においてチェックポイントを設けながら安全なものを作っていく。そうすることによって、最終的には、すべてのものをチェックするというのではなくて、安全なものを生産者にお届けできるということで、先ほど申し上げた飼養管理基準の徹底と、より先進的なHACCPの考えを入れた畜産物の生産を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

事務局からの説明は以上でございます。今回はほぼ予定時間どおりに御説明いただきました。どうもありがとうございます。

この後、意見交換に移りたいんですが、その前に10分ほど休憩をとらせていただきたい

と思います。30分まで休憩をとらせていただきまして、それから再開させていただきたい  
と思います。

午後2時23分休憩

午後2時31分再開

### 意見交換

○鈴木部会長 それでは、再開いたしたいと思います。休憩前の事務局の御説明も踏まえて、自由に御発言いただきたいと思います。特にこの事項からというふうには区切りませんので、どなたか口火を切っていただいて、できる限り関連の形で数名御発言いただいた後、まとめて事務局から回答いただくことを何回か繰り返すという感じで考えております。

それでは、よろしくお願い申し上げます。

どうぞ、飛田委員からお願いします。

○飛田委員 口火を切るわけではありませんが、昨年もこの審議会ですべての議論をさせていただいて、19年の対応を決めていただきました。私も、北海道で加工乳地帯ということもございしますが、まず19年の中で生産現場として一番苦労したことは、18年を基本にしたこういう審議会の中での議論を踏まえての決定ということで私は認識をしておりますが、えさあるいは燃料が上がってしまったということで、その部分に関しては、昨年の当審議会においても、19年度に対する対応、要するに先を見越した対応というのは余り議論されなかったんだなというような記憶がございします。残念ながら、先ほど事務方から説明がありましたように、19年の中で、えさだけでもほぼ1万5000円。基金対応を図っても、手出しがほぼ7700～7800円増えたということですから、年度当初からしますと、4万3000円～4万4000円のえさが5万8000円ということですから、基金を対応しても手出しがほぼ2割ぐらいの上昇になっていると。19年度の中です。

あるいは、燃料が上がっている。これは当然酪農・畜産においては、あるいは、養鶏を含めて、この原料、えさの値上げと合わせて、燃料の値上げについては非常な影響があるということで、私ども北海道においても、中堅的な酪農家を調べてみますと、ほぼえさだ

けで 220～230 万円の手出しが増えていると。

ですから、一般的な酪農経営で言いますと、ほぼ 2 割あるいは 15% 近くの所得を持って生活をしているということですが、その所得がコストの上昇した分で見れなくなった。結果どういうことが発生しているかということ、家計費が非常に落ち込んでおります。もう一つは、借入れがふえているということですから、そういう対応をして 19 年をしのいだということからすれば、まず一番大事にしていきたいことは、20 年の中でえさあるいは燃料がどれだけ上がるであろうか、対応をどう図っていくかということなどをきちっと議論をして対応をしてもらわないと、現場は、実績だけでその対応を図ると 19 年のようなことが考えられるということですので、そこは十分議論をしていきたい、そして対応を図っていただきたいということが 1 つあります。

もう一つは、自給飼料増産をどう図るか。こういう状況の中で、特に北海道においては、コーンの栽培が可能な地域でございまして、ここをしっかりと位置づけをしていくことが大事であります。またえさの話になりますと、これは先ほど説明ありましたように、基金がもっと有効に活用されるような基金対応をどう図っていくかということが大事だろうと。

補給金とか限度数量については、今申し上げましたように、20 年対応をどう図っていくかということについて。あるいは発酵乳、液状乳製品、チーズ、これもおかげさまで、消費が伸びております。これの対応も十分図る上で、20 年のコスト高をどう想定していくかということをしっかりやっていただきたい。

これはちょっと観点が違いますが、今、中国が輸出を抑制する政策に移っております。オーストラリアが非常に干ばつで穫れなくなってきました。その影響がバター、脱粉にも出ているということが現実にあるわけですから、今、日本で、お金を出せば食料が調達できるという時代は、もう非常に厳しい状況が近々あるということ、国として十分とらえていただきながら、これは酪農・畜産のみならず、食料に対する認識をしっかり持つべきであると思っております。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。えさ関連の問題、大変深刻でございます。

浅野委員。

○浅野委員 日本乳業協会の副会長をやっております浅野でございます。

全般についてお願いやらお話をさせていただきます。昨年のこの会議で、私ども乳業三社は北海道で行いますチーズの増産に対しまして、政府の御支援をお願いをいたしました

が、これについて、3年間にわたります価格関連対策を決定されるなど御尽力いただいたことに、まず初めに感謝申し上げます。

ところで、ただ今も話に出ました飼料等のコスト高騰への対応に対することですが、御承知のとおり、今年は飼料価格のみならず、光熱水費、あるいは物流費、包材費などが大変高騰いたしまして、酪農家ばかりではなくて、乳業者もコストの上昇に大変苦しんでおります。

生産者の苦境をまず先にしんしゃくをいたしまして、量販店や小売サイドとの牛乳の価格引き上げ交渉に先立ちまして、来年度の乳価の引き上げに応じることに業界として決定をいたしました。

しかしながら、生産者に支払う乳価引き上げの原資を確保しなければなりません。そのままでは乳業は倒れてしまいますので、小売サイドや消費者に、牛乳・乳製品の価格引き上げに一層の御理解を得られるよう、あるいは賜るよう、今後とも行政や生産者団体の強力なバックアップを、この場をおかりしてお願いをまずしたいということが1点でございます。

それから、乳製品の需給でございますが、昨年は生乳生産の伸び悩みや、海外の乳製品の価格高騰によりまして、いまだかつてない速度で、乳製品需給が過剰から不足へ変わりました。この傾向はここしばらく続くものと考えております。来年度は今年以上に乳製品需給が逼迫をするのではないかという心配をしております。原材料であります乳製品を必要な時期に市場へ提供しませんと、お客様を失うことになりまして、乳製品のマーケットが縮小してしまう恐れがございます。

政府におかれましては、需要に応じた生乳生産を推進していただくとともに、来年度に向けて、必要な場合には農畜産業振興機構によります輸入が切れ目なく行われるよう、お願いをいたします。

3つ目が、牛乳・乳製品の消費拡大でございます。牛乳消費がここ数年減少し続け、既に3年以上、現在も歯どめがかかっておりません。消費拡大に向けまして、乳業メーカーとしては、新製品の開発あるいはさまざまな販促策など努力をしておりますが、表示の問題など、牛乳・乳製品には特別に厳しい規制の壁がございます。この問題につきましては、これまで政府の関係部局と鋭意研究・検討をしておりますが、これからも引き続き、この点につきましてもよろしくをお願いいたします。

以上3点、要望を協会として申し上げます。以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

萬野委員、どうぞ。

○萬野委員 肉牛生産をしています萬野と申します。

先ほど来2名の先生方もおっしゃっていましたが飼料の原料高騰のことが、経営的にもかなり厳しいということです。近年、農林水産省のほうでも粗飼料の増産、またDDGSへの取り組みをされているということで、それなりに成果が上がっていると思っておりますが、昨年度から主要のエネルギー源の穀物が予想以上の高騰をしているということで、我々も皆さんも苦しんでいると思います。

そこで、先ほども資料説明であったんですが、要は、過去の説明はあったんですが、この20年度以降、世界の飼料穀物の需給状況なり市場価格の動きをどういう予想をしているのか、またすればいいのかというようなことが、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

かといって、国際的なマーケットの波に常にさらされるということだけでは、将来的にはなかなか厳しいということで、国産の飼料の増産も視野に入れていろいろ対策をされているという説明もありましたが、具体的に国内の飼料用穀物をどのように増産されるという計画があれば、教えていただきたいと思います。

その中で、昨年発表のあった飼料米の取り組みですが、この飼料米も、実際どれだけの生産目標で考えられて、それがどれぐらいの現実性があるのかということも、我々としては、次のステップとして理解しておきたいと思っております。

もう一つ、牛特有の問題ですが、エコフィード、食品残さを有効利用しようということも近年ずっと農林水産省のほうも推進していただいているんですが、また今年のこの部会でも発言させていただいたんですが、そういう新しい、エコフィードとのマッチングはなかなか難しいということで、情報ネットワーク等の構築をお願いしたと思うんです。牛は歴史的にも、おからとかビールかすとか、かなりの食品残さを取り入れてきたという経過があるんですが、BSE以降動物性のたんぱく質の混入等、飼料の安全性の面でかなりの制限があって、なかなか新しいエコフィード、食品残さを見つけることが現実的には難しいという状況になっていますので、その辺も役所のほうで、今の状況についての情報があれば御披露願いたいと。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

次に、林委員、堀江委員に御発言いただいて、ここで一区切りさせていただきます。

○林委員 ありがとうございます。

輸入穀物の値上がりによって本当に厳しい状況を迎えているわけでありますが、これにつきましては、行政が中心になられて、臨機応変に対応しながら厳しい状況を乗り越えていただきたいと思いますが、私、食料・農業・農村政策審議会の会長として、基本的には穀物の値上がりは喜ばしいことだと思っています。

なぜならば、農業製品が日本でわずか8兆円しかないということは、全体のあれから見てもおかしいわけで、食料が安過ぎるんです。これが2倍になっただけで16兆円になるわけで、世界的に見ても、食料というのはもっと高くあっていい。これは農業者全体を考えた場合にそうあるべきだと思っていますし、また、この機会に輸入穀物依存体質を克服する、あるいは農業にエネルギー生産という新しい価値を付加するといったような、いろんな意味で、私はこの傾向は好むと好まざるとにかかわらず続くと思っていますし、またこれを一つの機会ととらえて農業の新しい振興を考えていただきたいと思っています。

きょうここで幾つか質問させていただきたいんですが、1ページから申し上げますが、自給率の向上というのは我が国にとっては大変な課題でありまして、平成27年度の35%、これはぜひとも達成していただきたいと思っています。たしか、日本全体のエネルギーベースの自給率は45%は目標にしていますが、ただし書きがあつて、基本的には50%を超えた自給率と言っているわけですが、50%という数字も文章中には出ているわけです。そのときに足を引っ張っているのはえさの自給率の低さなんですが、50%を超えるためには、飼料の自給率は何%とお考えか、そこを教えてくださいたいと思います。

2つ目の質問は、きょうお話になかったんですが、黒毛に偏っている日本の肉牛、これは健全なことではないだろうと思いますので、褐毛とか短角種といったようなものをこ入れする方策はどのようにお考えになっておられるかということをお聞きしたいと思いません。

3番目には、9ページに、確かに最近放牧牛が肉用繁殖牛だけでなく増えてきているわけですが、レンタ・カウというような制度もできたり、ここの辺はもっとこ入れをしていただいていい内容ではないか。これは自給率を上げるためにも、また先ほど言いました、黒毛だけに限定しないような意味でも大切なことだと思っていますが、これについては、より促進させるための今後の取り組みは何かあるかないか。それをぜひお聞きしたいと思っています。



4つ目の質問は、33 ページ、台湾、シンガポール等で何とか輸入してもらいたい。輸出を促進することによって自給率は上がります。具体的に言いますと、この間頑張っているのは魚です。水産物の輸出がかなり上がっています。それによって日本の自給率を押し上げているわけですが、それよりももっとほかの要因が強く働いたために 39%まで全体として落ちたわけであります。

日本のすばらしい牛肉を輸出するというような、この戦略の中でいうと、33 ページのことに 37 ページのことが微妙に関係するんですが、いまだに昨年も B S E 発生が 3 件あったということで、台湾、シンガポールは何か条件付けているんでしょうか。つまり、「日本で B S E の発生がなくなったら買うよ」とかいう条件があるのかなのか。私たちとしても、どういうことを根拠に「これで輸入を解禁してくれ」という、決め手みたいなものはどこにあるのか。それを教えていただきたいと思います。

最後に 40 ページ、これは質問ではなくてお願いですが、今朝のニュースでも、ミートホープで、腐りかけている肉に漂白剤を混ぜていたとか言っていましたが、これは生産工程で幾ら注意して、またすばらしい生産が行われていても、その後の段階でああいうことが起きると食肉全体に対する不信感はますます増すわけで、そういう意味では、ぜひとも、農林水産省と厚生労働省の連携をこれまで以上に強めてやっていただきたい。これはお願いでございます。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

堀江委員、お願いします。

○堀江委員 養豚生産をやっています堀江です。よろしくお願いいいたします。

今まで皆さんお話ししたとおり、養豚もえさの問題、先ほど一番最初の人がお話ししてましたように、7年間で7.7%というような上昇も実際にあったわけでございまして、そういう中で養豚の飼育者も、「このまま行ったら、今年いっぱいもつのかな」というような話もしている昨今でございますので、ぜひともこの飼料対策、安定基金対策については次年度じゃなくて今年度をどうするかという問題を施策の中で取り入れていただきたいと思っております。

養豚につきましては、大体配合飼料で 123% ぐらいの値上がりがあるわけでございまして、そのほかに、もろもろの資材、動力、光熱費等も含めた中で 103% ぐらいの上昇があるわけでございます。

そういう中で、指定食肉の基準価格なるものが、現行で 365 円。これではとても再生産は不可能でございます。そういうことでありますので、この点も、価格決定につきまして、先般出されました 100g 9 円、一般の消費者の方々に理解をいただきながら負担していただけないかということでございます。

100g 9 円ということは 1 kg 90 円です。そういうものを含めましても、1 kg 100 円の値上げはぜひともしていただければ、私ども再生産ということには向かっていけないのではないかと考えております。

幸い、養豚業界におきましては若い後継者の方が大変多いわけございまして、この人たちがせっかく希望を持って、これから日本の一般食肉であります養豚をやっていこうという中で、先が見えないということになりますと、これから非常に大変だと思っておるわけでございます。

えさに関連しまして、現在、飼料メーカーさんに行っています古々米あるいはミニマム・アクセス米というものが、どのぐらいの量が飼料メーカーさんのほうに流れているものか。また、そういうものにつきまして、自家配とか、これからエコフィードの中にそういうものを取り入れていきたい。エコフィードに限らず、自分でえさをつくっていくためにもそういうものが利用できないのかどうか。もし利用できるなら、どのぐらいの価格帯でどのぐらいの量ができるのか、これについては答えられる範囲で結構ですが、お願いしたいと思えます。

また、お米は、どのぐらいの量がどういう畜種に使われているのかというものが分かれば、お願いしたいと思えます。

それと、えさ基金の問題でございますが、基金の手当てが十分あるということでございますが、補てんの状況と基金がこれからどのくらい出てくるのかという問題を、わかればお願いしたいと思っております。

衛生対策につきましては、今回、サーコウウイルスワクチンにつきましては非常に早い対応をいただきまして、先ほど課長さんからお話しありましたように、3 月から接種ができるということで、頭数はちょっと限られますが、それで衛生管理の徹底を図りながら、多少でも事故率の低減につながれば、私どもは、これからの経営の中でも大変よいのじゃないかと思っておるわけでございます。

今、えさの関連の話が多い中で、豚は昔は、農家の残飯で飼っていたわけでございますが今はエコフィードを利用される状況になってきております。昔の残飯養豚とはまるっき

り違いまして、現在は、コンビニとかで賞味期限切れの商品で、きれいに分別をされまして、飼料としては非常によいものができています。お肉につきましてもまことにすばらしいものができています。

私もここ2年ぐらい取り組みを始めておりますが、エコフィードをつくる工場はすごい立派な工場ができているんですが、そのできた製品を生産者、我々が使う段階で非常に使いづらいというのは、できたエコフィードの取り出し口が、飼料工場の原料として行くような形になっていまして、大型の20トンダンプに1回にがーっとあけられるような体制。それと、備蓄をしておく。そこに貯蔵しておくタンク等も持っていないわけなんで、毎日毎日、何十トンというのが出てきちゃっているときに、生産者が利用し切れないという問題もございます。その点、これから何かよい施策の中で、生産者が直に利用できるような方法。

飼料メーカーさんに入っても、飼料メーカーさんがコストが下がる分を生産者のほうに返してくればいいんですが、工場等がなかなか遠かったりしますので、輸送費、もちろん今、輸送のコストが上がっておりますので、そういう面を加味しますと、生産者にはメリットがなくなってくるというのもございます。

そういうことで、私どもは今、農産物の残さを利用したエコフィード作りも行っております。幸い私、千葉なんですけど、千葉はサツマイモの産地でございまして、でん粉工場が、排水規制等の問題で2工場ほど19年度は閉鎖してしまいましたおかげで、市場へ出荷する芋がいっぱい余ってしまったんです。それを何とかえさにできないかということで、発酵飼料にサツマイモを使ったら大変すばらしいえさができたわけです。農畜産物の残さを利用したえさ作りもこれから研究をしていかなければならないわけですが、えさとなると養分分析とかいろいろ分析結果も提出しなきゃならないという状況でございます。

その中で、分析するための施策が多少なりとも何かないのかなと私は思っているわけですが、これが生産者負担ということは非常に厳しいものがございますので、そういう点を考えていただければ、飼料の自給率向上にはつながってくるんじゃないかなと思っております。

とりあえずそれだけでございます。まだ少し問題がありますが、また関連が出たとき、質問させていただきます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

ここで一度区切らせていただきまして、牛乳・乳製品から先をお願いします。

○平岩牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。

最初飛田委員から御質問がありました、補給金、限度数量の関係でございます。先ほど資料で御説明いたしましたが、18 ページに補給金単価の計算方法について図式的にお示しをいたしておりますが、客観性・透明性を持って計算をしなければいけないということの中で、できるだけ直近の状況を織り込むという意味で、取り得る直近3カ月のデータを用いて翌年度の単価を設定しております。

と申しますのは、翌年度の各費用の動き自体は予測をするのがなかなか難しいわけでございます、上がるものもあれば下がるものもあるというのが一般的な動きだろうと思っております。

その中で、昨年は、えさ価格、飼料費につきまして、翌年度の4月～6月の価格、これはまだメーカーのほうから発表されておられませんでしたので、客観的なデータとしては数字として出ておりませんでした、農家の実負担額はほぼ確実にわかっていたということで、それを織り込むという工夫をさせていただいたところでございます。いずれにいたしましても、御諮問をさせていただくまでの間にどういうことができるのか、状況をできるだけ反映できるようなことを工夫していきたいと思っております。

それから、限度数量につきましては、国内の需給、あるいは国際的な需給なんかも念頭に置きながら、国としても需給見通しを作成いたしまして、その中で限度数量について適切に算定をしていきたいと思っております。これも御諮問申し上げる事項でございます。

また、チーズ、発酵乳・乳飲料、液状乳製品について、引き続き支援をすべきということであったかと存じますが、消費、需要が伸びている部分でございますので、先ほど、資料の21 ページでもちょっと御説明いたしましたが、支援事業を昨年度拡充をさせていただいたところでございます。先ほどの需給の動向を見ながらでございますが、こうした需要が伸びているものについて、できるだけ生乳が仕向けられるように、どういうことができるか検討していきたいと思っております。

それから、浅野委員から、価格転嫁について、メーカーのほうも大変コストが上昇しておって、なかなか自助努力だけでは賄い切れない、乳価も引き上げることを決断したところだということで、消費者なり流通のサイドに、またより一層値上げについて理解をしていただく必要があるということです。行政のほうでも理解醸成会議ということで今年度取り組んでまいりましたが、来年度に向けても引き続き一層理解をしていただくような取り組みを強めていく必要があるかと思っております。これは牛乳・乳製品について申しますと、

生産者団体も、街頭で消費者の方への働きかけも含めて、全国段階あるいは各地域の段階でもやっておられるところがございます。いずれにしても連携をしながら進めていきたいと思っています。

やはり浅野委員から、需要に応じた生産を指導していくようにという話でございました。これは先ほど申しましたが、国としても需要見通しをつくりましますし、生産者団体においても、需要に応じて計画生産に取り組まれるということでございますので、連携をいたしまして、需要に応じた生産が行われるように取り組んでいきたいと思っております。

最後に、消費拡大の観点で、表示について工夫が必要ではないかということも御指摘いただいたところがございます。これについて、先ほどの資料の、24 ページで表示の關係に少し触れさせていただいておったところがございます。ここでは事例として、ビタミンとかミネラルを生乳 100%のものに強化をした商品についての表示のあり方について検討をしているということを申し上げたところがございます。

技術的な問題とか、あるいは消費者の意向調査のようなものを今行っておりますが、こういったものを始めといたしまして、乳業メーカーさんあるいは消費者の方々の考え方を伺いながら、より消費の拡大にも資するような形で見直しができればと思っております。

以上でございます。

○鈴木部会長 釘田さん、お願いします。

○釘田畜産振興課長 飼料関係についてたくさん御質問いただきましたので、十分なお答えができない点もあるかもしれませんが、1つずつお答えしたいと思います。

まず、飛田委員から、自給飼料の増産対策。特に、青刈りとうもろこしの作付。これにつきましては、資料の中でも御説明いたしました、北方型の新しい優良な品種もできているということでございますので、こういったものを、例えば草地更新の合間に導入していただくとか、あるいは今後は耕作放棄地といったようなところにも作付を広げていくといったような対策を支援していけるように対策も講じていきたいと考えております。

萬野委員から、まず今後の飼料価格をどういうふうに見ているかということでございます。これにつきましては多くの識者からもいろいろな評価がなされていようかと思いますが、もう御存じのとおり、最近のバイオエタノール問題に端を発し、さらにそれに干ばつ問題等が拍車をかけているという状況でございますが、将来を見渡したときに、当然上げ要因、下げ要因、両方ございますが、総じて申し上げれば、なかなか楽観的な見通しをするのが難しい状況なのではないかと考えております。

ただ、一方では、アメリカのシカゴ相場で、とうもろこしブッシェル当たり5ドルを超えるような水準というのは、若干バブル的な要素、つまり投機資金の流入によって実力以上の値段になっているのではないかという評価もあるわけでございます。

今後、今年の主産地でのとうもろこしの作付なり作柄がどうなるかといったようなことにも大きな影響を受けようかと思えますし、あるいは米国以外の、南米等での生産がどうなるかといったようなことにも影響してくるかと思えますので、将来を的確に予測するのはなかなか難しゅうございますが、私どもとしては、余り楽観的な予想を持つのではなくて、現状のような厳しい状況が継続する場合にどういったことができるのかといったようなことをまず基本に考えていきたいと思っております。十分なお答えになっていないかもしれないかもしれませんが。

それから、国内での飼料用の穀物の増産についての考え方ということになりますが、これについては、飼料原料の半分はとうもろこしでございますが、とうもろこしを国産するとした場合は、現状では輸入物に比べて相当高いコストがかかるということは明らかでございますので、これは現実的ではなかろうと考えております。

そういう中で、昨年末の補正予算の対策もございまして、今、飼料米についての取り組みを進めていこうということでございますが、飼料米の生産目標についても、現状では、生産調整を強化する中で、先ほど御説明しましたような一時金が交付されるわけですが、どの程度の水田農家が飼料米の生産に取り組むかということについてはまだはっきりしておりません。今年度末までに各地域で作付計画を立てる中で、飼料米については、供給先、つまり畜産農家なり飼料メーカーなりとの契約をきちんと結んでいただいて、3年あるいは5年間の供給契約を結んだ上で作付をしていくということになりますので、これが実際の程度の広がりになっていくかというのは、私どももまだつかみかねておりますが、今後状況を見守っていきたいと思えます。

いずれにしても、私どもとしては、先ほども申し上げましたが、畜産にとって利用し易いような価格、あるいは形態で供給されるのであれば、これをしっかりと受け入れて、有効に活用していくことが大事だと思っておりますので、各地域においても、畜産サイドから水田農家側へしっかりお話し合いの場を持っていただいて、そういう取り組みを促進していただきたいと考えているところでございます。

それから、エコフィードのマッチングの問題については、萬野委員から以前から御指摘いただいておりますので、私どものほうでも事業を仕組みまして、地域の供給者、あるいは

潜在的な利用者といったもののデータベースをつくって、それを公開することによって、マッチングがスムーズに行くような仕組みづくりを今やっているところでございます。

また、動物性たんぱくのことについては後ほど、消費安全局からお答えいただければと思います。

次に、林委員から、非常に大きな問題でございます自給率について、今 45%を目標としております日本の食料自給率、これを 50%を超えるような自給率を達成するために、えさであればどの程度の自給率が必要なのかという御質問だったかと思えます。

具体的な数字としてはそういう目標は掲げておりませんが、飼料自給率、現状で 35%目標で、食料自給率 45%ということになっているわけですが、一般的に言いますと、食料自給率 1%上げるために、これを飼料、えさで稼ごうとすればその 10 倍ぐらい、10 ポイントぐらい上げなければいけないという計算になると聞いております。

したがって、粗飼料はもう 100%自給で計算しておりますので、濃厚飼料を上げていかざるを得ないわけですが、そういうざっくりした計算でいけば、食料自給率をさらに 5 ポイント上げるためには濃厚飼料 50%ぐらい上げなきゃいけないのかなど。これは正確な計算ではないかもしれませんが、イメージ的にはそのようなことになるのではないかと思います。したがって、飼料自給率の向上だけでその目標を達成するのは極めて困難なことなんだろうと考えております。

それから、肉牛の増頭問題。黒毛和種だけではなくて褐毛和種などの振興もということでございますが、これにつきましては私どもも全く同様な考え方を持っております、各地域に黒毛和種以外の肉用品種もいるわけでございます、それぞれの品種の特徴もございます。

特に、昨今のような飼料高騰の中では、粗飼料の利用性のいい品種として、黒毛和種以外の、こういった褐毛和種とか日本短角種といった品種もございます。こういったものについても、その地域のえさの資源、草資源を活用して増頭を図っていただくということは非常に大事なことだと思いますし、その品種の特性を生かして、黒毛和種とはまたちょっと違った、特色のある牛肉生産を振興していくことは非常に重要なことだと思っております、私どももその改良体制作りとか増頭にも支援をしているところでございます。

それから、放牧についての御質問でございます。放牧につきましても、従来から、日本型の放牧推進ということで、いろいろな形で対策を講じてきております。放牧と一口で言いましても、いろんな形態がございまして、肉用繁殖牛の非常に粗放な形での放牧もあり

ますし、一方では最近、北海道などでは酪農の方でも集約放牧といったような形態も増えてきていると聞いております。

その中で、委員のお話の中にありましたレンタ・カウ。これは山口型放牧という形で広く知られておりまして、現に各地で、それを参考にした取り組みもなされています。私どもとしてはレンタ・カウだけではございませんが、それも一つの手段として有効なことなんでしょうとっております。それを含めた放牧推進のためのいろいろな対策、例えば、まずは人作りということで、放牧伝道師という専門家の養成も行っておりますし、放牧地の整備のためのいろいろな資材等への助成も行っております。

さらに、一つのイベントですが、近年、毎年放牧サミットというのを行っておりまして、今年度は青森でやりました。昨年度は熊本でやりましたが、そういったところで放牧のメリット、あるいは放牧というのは、どこでもだれでも容易に取り組めるんだということを、広く関係の方々に理解していただくための取り組みを進めているところでございます。

堀江委員からは、価格安定対策についての御質問だったかと思えます。これにつきましては、資料の中にもありましたように、一昨年10月以降、連続して発動が続いておりまして、現在のところ、昨年10月分までの補てん金の支払いが終わっております。支払い実績としては、通常補てん、異常補てん合わせて約1300億という補てん金の支払いになっております。

今後の支払額はまだ確定しておりませんので、数字は申し上げませんが、引き続き、まだかなりの規模になることは明らかでございます。そういった中で、現在の通常補てん基金、あるいは異常補てん基金がかなり減ってきておりまして、特に通常補てん基金は、支払いのための不足が生じる恐れが出てきております。

そのために、先ほども少し触れましたが、平成20年度予算措置の中で、基金が一時的に借入をして補てん金をきちんと支払う仕組みを導入しますとともに、異常補てんについてはさらに、将来に備えた積み増しを行うということで予算措置を講じることとしております。

MA米の御質問がございました。堀江委員から古々米のお話もありました。古米なり国産米の過剰米というのは、現在はもうございませんので、政府米として供給されているのはMA米（ミニマム・アクセス米）でございます。18年度には40万トン、19年度は、65万トンほどがMA米として供給されることになっております。

これの利用内訳は、約6割程度は鶏用の飼料に使われております。3割程度が豚用。牛



用は現状ではごくわずかだと、畜種別にはそのようなことになっております。

また、供給価格につきましては、政府米の供給価格の算定、食糧部のほうでやっておりますが、栄養価あたりのコスト、価格が競合するえさでありますとうもろこし、こうりゃん、あるいは大豆かすとといったものと均衡するような価格に設定されておまして、現状ではキロ当たり約 30 円強、34 円程度の価格になっていると承知しております。

抜けている点があるかもしれません。とりあえず以上、お答えさせていただきます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

動物衛生課長、お願いします。

○姫田動物衛生課長 林会長からお話あった、台湾、シンガポール等への輸出ということでございます。平成 13 年に我が国で B S E が発生する以前、20 数カ国へそれまで牛肉を輸出していたことがございます。そういうすべての国に対して、牛肉の輸出再開をお願いしているところでございます。現在、アメリカ、カナダ、それから香港が解禁されているところでございます。

台湾、シンガポールについては、むしろここに出させていたいただいているということで、それなりに進んでいるところと考えております。それぞれの国に対して、2 国間で衛生条件を結ばないといけないということがございますので、相手の国の体制とか政情とか、それから私どものほうで、解禁することによって十分牛肉のニーズがある国ということに重点を置いてやっているところでございます。

少なくとも台湾、シンガポールについては、B S E の基本的な条件というよりは、現在の生産状況、あるいはと畜場の衛生条件とか処理施設ということについての科学的な質問が来ているということです。

ただ、いずれの国にいたしましても、従来 13 年までは H A C C P がなくても輸出できていたんですが、現在の状況は H A C C P のないと畜場よっての輸出はなかなか難しくなってきたというのが現状でございます。

もちろんこれは厚生労働省の承認ということで、国によっては家畜の衛生条件だけでいいところもありますし、厚生省の承認が要るところもありますので、それぞれ連携取りながらやっております。

また、B S E を中心といたしまして、基本的に人の食品の安全と家畜の病気ということでございますので、それぞれの連携をとりながらやらせていただいているところでございます。

堀江委員から、特に要望ということでございましたが、サーコについては御案内のとおりでございます。私ども、サーコのワクチンだけがすべてじゃない、特効薬じゃないということを強く皆さん方にお話ししているところでございます。いずれにいたしましても、事故率をどう下げるかというのは、全体の経営の中での衛生対策が重要だと考えております。

現実には、養豚農家に私どもの担当官を派遣していろいろお話もさせていただいておりますが、ひねた豚を再度母豚に使っている経営があったり、必ずしも一般的な衛生対策が行われていないようなところもございます。そういう意味では、先ほど申し上げたように、2サイト、3サイト、それからオールイン、オールアウトということで、しっかり進めていくことが重要であろうと思っておりますので、地域での取り組みをさらに進めてまいりたいと考えているところです。

○鈴木部会長 動物性たんぱく質についてお願いします。

○境畜水産安全管理課長 エコフィードが使用飼料として使いづらいという御指摘についてでございます。エコフィードの安全性確保につきましては、食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドラインがございますが、牛用に使用する場合には、さらに動物性たんぱく質の混入防止を図るということで、原料の収集段階から分別・管理をしてもらうことが必要になってきます。

その分別・管理につきましてはまた別途ガイドラインがございまして、反すう動物用飼料への動物性たんぱく質の混入防止ガイドラインというのが別途あるわけございまして、こちらを守っていただくということになります。

この2つがあるということは非常に分かりづらいということだと思いますので、2つのガイドラインのポイントを牛用飼料に利用するためきちっと整理をして、また牛を飼っている方々に分かり易いようにお示しをしまいたいと思っておりますので、どうぞ御理解と御協力を賜りたいと思います。

以上でございます。

○鈴木部会長 食肉鶏卵課長、お願いします。

○牧元食肉鶏卵課長 堀江委員から、豚肉の安定価格を引き上げるべきという御意見があったところでございます。これにつきましては、まさにこの審議会の諮問事項ということでございまして、算定式に基づきまして適正に決定するというところでございます。

具体的には、豚肉の場合は過去5年間における農家販売価格に生産コストの変化率を乗

じて求めた価格が基本になるわけでございます。したがいまして、御指摘がございましたように、配合飼料価格の上昇は当然上げ要因として見込まなければいけないわけでございますが、一方では、労働費の低下とか、下げ要因もあるわけでございまして、こういうところもきちんと見込んでいく必要があるということでございます。

それから、御留意をいただきたいのは、これはあくまでも生産コストの変化率がキーになるわけでございますので、御指摘がございましたように、えさが100g 幾ら上がったからキロ100円上げるべきという算定式にはなっていないということは御留意をいただきたいと思えます。

ただ、もう一つ御留意をいただきたいのは、変化率を求める場合に、分母は過去5年間の生産費でございますが、分子の方は、価格算定年度に見込まれる生産費でございますので、これは過去のものではなくて、まさに20年度どういう生産費になるのか。ここをきちんと見込んで算定をさせていただくということでございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

これで大体回答いただいたということで、引き続きまして、また委員の皆さんから御意見を。

富士委員、どうぞ。

○富士委員 全中の富士でございます。

私は、この世界的な穀物需給の高騰、特に飼料原料の高騰、それから原油価格の高騰ということで、現在の畜産・酪農の経営状況といえますのは、昭和50年代にありました畜産危機以来の畜産・酪農の危機だという認識をしております。

それで、従来のベクトルの延長線上とか、従来の背景とは全く違う状況に、今立っているという認識を持って、いろいろな対策を考えるべきじゃないかと思えます。そういう観点で、5、6点ほど意見を述べさせてもらいたいと思えます。

1点目は、先ほどからも出ていましたが、現行の生産価格の引き上げについてであります。豚肉と牛肉の安定帯価格、これは直接農家のコストを保証したり所得を保証するものではありませんが、これもできる限り引き上げて、価格の転嫁の環境作りのバックボーンにするという意味でも、業界全体の転嫁を容認し易くするという意味で、この安定帯価格の引き上げは考えてあげるべきだと思います。

それから、加工原料乳補給金単価。これはまさにコストを見てやるわけですので、適正

なものを織り込んでやっていく。

それから、肉用子牛の保証基準価格。これも所得なりを保証するラインであります、これも適正に引き上げていく。

いずれにしても、先ほど算定方法とか算定ルールはありましたが、4月以降の動向というのはみんな気になっているわけですので、盛り込めるものはできる限り盛り込んで引き上げていくということ、まずは基本に置くべきだと思います。

その上で、その織り込んだものを超えて、期中にさらなる生産コストの上昇が起きた場合には、期中改定もちゅうちょするべきではないと思います。

2点目が、現行の畜種別の経営安定対策の大胆な見直しでございます。肥育経営のマルキン事業、地域養豚事業、肉豚事業とかありますが、これらは、枝肉価格が下落した場合の経営安定所得補償という考え方に立脚してつくられたものである。ところが、価格は下落してなくて、コストが上昇しているわけであります。

制度を設計した背景が全く違うわけですので、そういう意味で、この畜種別の経営安定対策が有効に機能するのかもしれないのか、よく検証した上で、これも従来の延長線上に立つのではなくて、大胆に見直して、畜種別の畜産農家なり酪農の経営が安定的に推移できるように対策を考えるべきだと思います。

3点目が、酪農の飲用乳地帯の経営安定対策になります。北海道を中心にした加工原料乳地帯は加工原料乳の補給金単価という制度的なバックボーンがありますので、ある程度保証される部分もありますが、飲用乳が大層を占める都府県酪農につきましては、制度的な手当てがないということですので、ここについて、どういった経営安定なり所得対策といった対策を打てるのかということを検討すべきではないかというのが3点目であります。

4点目は、配合飼料価格制度の運営なり考え方ですが、基本は今ある通常基金、異常補てんの財源なりをきちんと確保して、価格が上がった場合にきちんと補てんをしていく、財源をちゃんと確保して運営をしていくということが基本だろうと思っています。

ただ、上昇し続ければ補てんが出ますが、ある程度のところで高どまりしてしまっただがらないということになると、補てんが出ないという仕組みでありますので、そういう場合にはどうするのかということも中長期的な観点から検討しておく必要があるんじゃないか。

5点目が、飼料用米。これも各委員から出ておりましたが、飼料用米をどうするのか。

国としての位置づけとか、中長期的な支援対策。昨年、補正予算中心に対策が出ましたが、これはあくまでも一過性でありますので、中長期的に、こういう世界の穀物状況の中で、我が国の配合飼料原料の手当て、確保をどうしていくのか。我が国での粗飼料生産なり、配合飼料原料生産をどうしていくのかということの位置づけを明確にして進行していくのか、財政的な支援・手だても構築してやっていくことが必要なのではないかと思います。

6点目は、表示の問題であります。特に、加工食品なり外食に対する表示の問題で、これもエンドユーザーとか、小売消費者のところではないところまでは義務表示みたいなことが言われていますが、それはあくまでも原料表示であって、原料原産国表示ではないと理解しています。そういう意味で、例えばハムで言えば、豚肉というのは原料ですが、どこの豚肉なのかという原料原産国表示の義務づけはなされないと理解していますので、そういう加工品、それから外食に対する原料原産国表示の義務づけについての取り組みというものも、もっと強力に推し進めるべきではないかと思います。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

福田委員。

○福田委員 国産飼料の生産利用拡大ということで、既に話がいろいろ出ておりますが、水田の活用から、放牧、TMR、あるいはエコフィード、さまざまな政策がとられているわけですが、特に水田の活用というところであります。稲発酵粗飼料、かなり取り組みの成果が出て面的にも増えているわけでありましたが、ここにきて、飼料用米の活用という問題が出てまいりました。

これ、いずれにしても、水田農業政策といいたいまいしょうか、生産調整絡みということでありまして、水田農業の方の政策いかんで飼料の政策がぶれるということがあってはまずいんじゃないかと思うんです。

そこで、飼料用米というのが、先ほどもどのくらいの増産目標があるのかという話がありました。ここで政策に出てきた段階での可能性、そこら辺のところを持っておくべきだろうと思いました。

これも水田政策とのかかわりということで非常に難しいところがあるんですが、コントラクターあたりも、今一つ問題になっているのは、受託作業を行っているところの農地の分散という状況であります。利用・集積がなかなか進んでいないところで規模拡大してい

っているということで、これも一種農地政策とのかかわりがあるがなかなか難しいところですが、そこら辺のところの連携をしっかりとっておくべきだろうという感じがいたします。

放牧の話は、繁殖を主体とした耕作放棄地だとか遊休地の活用の話が出るんですが、公共牧場、特に私どもは九州で阿蘇・九重あたりの共有地をよく見るわけですが、ここの利用率は相当落ちているような気がいたします。ここら辺での政策的な支援なり、どういう現状把握をしているのかということの一つお伺いしたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 阿部委員。

○阿部委員 家畜栄養学とか飼料栄養学の研究をやっている立場から1つお話をしたいんですが、直近、今すぐも含めて、それから中長期的にも飼料素材を今までの輸入穀類中心、大豆中心、それから輸入乾草中心でなくて、釘田課長から説明があったように、それを多様化して行って、そしてよく言われるように、ベストミックスという方向に行くべきだと思うんです。

私は、今は北海道の十勝にいますが、この前十勝の音更で、畑作地帯で出る未利用資源について、肉用牛も乳牛も含めて使っていこうよという研究会をしたんですが、最初15、16人だけの関係者だけの集まりだったのが、120名ぐらいの、多くは酪農家であったり、肉用牛農家の人たちが集まってきた。ベストミックスということについて、「ねばならない」という状況にものすごくなっている。これは釈迦に説法かもしれません。

そのときに私が話をしたのは、十勝地方は畑作地帯で、いわゆるくず小麦——いわゆる選別小麦ですね。くずと言っちゃいけません——選別小麦、それから穂発芽の小麦がある。それから大豆でも、選別の大豆がたくさんある。相当の量だと思いますよ。それからニンジンがたくさん出ている。半分近くはねも出るわけです。長芋がある。こういうものを自給飼料と合わせてTMRをつくって、コントラクターでやりながらやっていくんだねという話をして、皆さん、ものすごく関心を持っている。

茨城でも、私の友人に酪農家がいるんですが、彼は昔から、農協の倉庫にある選別の小麦を集めてきて、それを自分で自家配合して使っている。それに対して、つい最近、その近くの若い人も「やりたい」ということで、「私のところに相談に来ている」ということです。地域には、きょうお話をされた以外にも、いろいろな低・未利用資源がまだいっぱいあるんです。

ところが、私、昨日、北海道から来ましてホテルでテレビを見ていたら、7時ちょっと前のNHKの関東ニュース、皆さんご覧になった方いると思います。茨城県の取手のビール工場で、きょう、新しいテープカットが行われた。それは何かというと、くず小麦からエタノール生産をするパイロットプラントをビール工場が作った。これは何を考えているかということ、十勝地方において大量に出てくるくず小麦を対象にエタノールを作るんだと聞きまして、私の立場ですから、「ちょっと待てよ」といったような感じをまず持ちました。

それと同じように、先ほど釘田課長から説明あったように、稲わらも集めていこう。ところが、私この前、宮城県に調査に行ったときに、ある稲わらコントラクターの人が、「阿部先生ね、今度、稲わらの繊維からエタノールを作るという政府のプロジェクトが始まるので、ある重機メーカーから、60ha 確保してくれというふうに言われている。これから飼料とエネルギーは競合するよ、取り合いだよ」と。「そうだね」という話。

つまり、何を言いたいかもうお分かりだと思いますが、エネルギーの世界もベストミックスを狙っているわけです。釈迦に説法ですが、アメリカでとうもろこしからエタノールを作ったという、これもベストミックスを狙って、分散化しようとしてきている。だから、飼料もベストミックス、そしてエネルギーもベストミックスだと。その時に、日本のベストミックスは対象に何があるかということ、先ほどからお米もありますが、今言ったようなものが対象になっている。

そうすると、日本の場合には、エネルギーも絶対必要だし、飼料も絶対に必要だということになった時に、さて、どうなるかということ、取り合いに任せておいていいのかどうかです。そうすると、強い資本力を持った人たちが勝ってしまうということになる。

そこで、考えていただきたいのは、要するに日本の低・未利用資源を、両方のベストミックスというふうに、うまく振り分けていって、この地域は何をプライオリティに、どっちをプライオリティにするか、この地域はどうだということを国と地域で考える。その時には同時に、発酵の副産物が出てきますから、その利用も含めて広域に考えるというようなことを考えていただきたいと思います。

省庁間の壁もありますでしょうが、国として、地域として、そういう問題を考える協議会。それがこれから、今日お話のあった、飼料の多様化をしていってコストを下げっていくというふうに、これから当然、ばつとぶち当たる壁だと思いますので、そこら辺は一つ、しっかりやっていただければありがたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 大藪委員、どうぞ。

○大藪委員 酪農を経営しております大藪と申します。

今、皆さん方からいろんな形で酪農、それから畜産関係に支援を組んでいただいているのは、大変ありがたく思っております。

ただ、今、酪農界におきまして、私、今日ここに出席するんで、いろんな方たちの思いを背負ってきております。これが酪農、これからの畜産において、果たして生き残れるかというところに来ていると思うんです。

その中で、酪農をやっております自給飼料の件で一つお願いがあるんですが、耕作放棄地と簡単におっしゃるんですが、「うちの周りでも結構年齢が進みまして、畑が作れない。どうしようもないから、作ってくれないか」という依頼がどんどん来ております。そういうところで、私たち、自給粗飼料、例えばとうもろこしとかイタリアンを作っているんですが、それに対して小作料を払っているんです。その小作料というのが、年間にしますと半端な金額ではありません。内地にというか九州において、自作地というのは2ha ぐらいしかありませんが、耕作放棄地でもう作れなくなった方たちの農地を大体8ha ぐらいは作っておりますので、それプラス農業委員会で試算した金額を払っているわけなんです。

えさも高騰しておりますが、小作料を払って、私たちは国土保全をしていると思っております。このまま放棄しておきますと、草が生えたり竹が入り込んだりですごい荒れてくるのは目に見えていますので、酪農家がこれをやらなければ、国内の土地はどんどん荒れ放題になっていくんじゃないかと思っております。それに対しての何らかの支援をやっていただけたらすごく助かるんですけれども。

もう一つお願いがあるのが、消費者に対して畜産農家はえさが上がったからきついとただそれだけをアピールするのではなくて、今、日本では何が必要かというものをもうちょっと打ち出して、食料を生産している畜産農家がなくなっちゃったら、私たちの食べ物がなくなるんだよというところをもう少し強調していかなければ、消費者の方たちの理解は取れないんじゃないかと思うんです。

つい先日、熊本でも理解醸成活動をしましたし、また来月の9日にも、九州全般で九州生乳販連が熊本で決起大会を行うことになっておりますが、酪農家のみならず、いろんな業種の方たちがきついんです。ただ、私たちは、きつきつと言っている中で、こういう補助策があるんですが、その補助策がいただけるのは、私たちが国内の食料を生産しているんだというのをもっとアピールしていかなければ、なかなか理解がもらえないんじや



ないかと思しますので、そういう形の理解醸成活動の方向性を農水の方で示していただけたらと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

杉本委員、お願いします。

○杉本委員 杉本です。

先ほどからのお話では酪農とか飼料の問題ばかりで、実際食肉販売を実施しているのは私だと思しますので、ちょっと場違いかもしれません、ひんしゆくを買うかもしれませんが、ひとつよろしく願い申し上げます。

現在、今の行政としましては、子牛市場、または枝肉市場の建て値を形成せねばならんということで、東は東京食肉市場、西は私どもの大阪食肉市場が枝肉の建て値を形成しております。しかしながら、昨今の地産地消のあおりを受けまして、なかなか市場流通が減っております。果たして、日に6000頭からのと畜をしておる肉用牛の値段を、たかだか2社の500頭にも満たないような頭数で決めていいのかということで、それに対しまして、私、農水省に対しまして一言御質問したいんです。

生産者の方に対しましては、肉用牛補給基金、またはマルキン事業とかのいろんな基金が発令されていると思うんですが、業者にとっては何も補助がございません。出荷の際になりましたら、市場に本当にまいたらないものですから、なかなか頭数が揃いません。果たして、それで正常なルール、価格形成ができるのかということで、本当に疑問に思っております。

その補給基金も裏を返せば、我々の税金でございます。我々も1タックスペイヤーとして税金の使い方をもとをしっかりと見たいと思しますので、その行政指導ができないものかという疑問なんです、それが1つでございます。

もう一つは、先ほど姫田衛生課長さんからお話がありましたように、BSE問題でございますが、このBSEはもうぼつぼつ終焉を迎えたのではないかというようなお話をいただきました。それならば、なぜまだ全頭検査をするのか。OIEの基準に合わせればいいんじゃないかと、市場の販売の立場で私は常々思っておるんですが、そのコメントもひとつお願いしたいと思っております。

第3点は、現在、WTOの決裂から、関税38.5%が固定されておりますが、また今年になりまして、元の50%に戻すような雰囲気の話が我々市場関係者のところでは漏れ承って

おります。そういうことになりますと、食肉の需要がまた逼迫して減退しますんで、我々市場としましても、業者としましても本当に困ります。これのお答えをもしいただけたらと思います。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

神田委員、お願いします。

○神田委員 ほかにも挙がっておりましたのに、割り込んで済みません。いろいろ飼料代が上がったりして大変だという声がたくさんありました。そういったことに対しては、もちろん国の支援が必要だとは思いますが、一方で、それだけですと、私どもからすると、何か展望が見えないような見え方もするわけです。ですから、生産者自身が、例えば、飼料の自給率を上げるためにどう考えているのか、どんなことをやっているのかということを知りたいなと思いつつながら、先ほどから皆さんの意見を聞いておりましたが、先ほど阿部委員のほうから御報告がありまして、実際のところではそういった話がなされているということを知って、私は非常にほっといたしました。

国に頼るとということも非常に重要で、基本的にはあるんでしょうが、何が自分たちでできるのかということを知り上げていく中で、必要な国の支援がどういうものがあるのかと知ってほしいなと、第三者的な言い方で申しわけないんですが、もっと実態を見たいという感じを持ってお聞きしておりました。

ですから、むしろこういった場合は、何かお願いをする場ではなくて、生産者自身はどういうふうなことを考えてどういうことをやっているのかということを知り、もう少しお話ししていただけたらいいなという思いがいたしました。きょうは時間がないので結構なんですけど。

消費拡大のことですが、牛乳も牛肉もございましたが、牛肉について言えば、32 ページで、こういった対策をとっているということでお話しありましたが、シンポジウムやったりポスター張ったり、農業祭やったり、イベントという形では、絶対的な消費を上げるということにつながっていきにくいと思います。

基本的には、安全性の確保ということがベースですが、価格の問題というのがどうしてもついてくると思います。いろんな厳しい状況の中で、下げるということは大変かもしれませんが、そこは意識しておく必要があると思います。

そういった中で、牛肉の価格。私たちがスーパーで買うときに、牛肉が非常に変な状況

になっていると思います。私が行く2、3のスーパーだけかどうか分かりませんが、豚肉、鶏肉はそうではないんですが、牛肉の場合は常に4割引きというような価格がついています。だったら平常価格を下げてもいいんじゃないかと思うんですが、それを下げることなく、大抵毎日4割引きなんです。ですから、これが価格制度との関係でどう考えたらいいのかということもあるでしょうが、消費者からみると、非常に不可解な、価格について疑問を持つ点がございます。牛肉について何か特徴があるのでしょうか。

牛乳についても、価格を上げたいというお話がありました。24ページにその対策、こんなことをやっているというのがありましたが、やはり肝心な値上げをする事情というのが伝わってこない、これだけではなかなか消費拡大というか理解は進まないと思いますので、そういったことも必要だと思います。

もう一つ、先ほどBSEについては、私も聞き取れなかったんですが、終わりかけた問題であると姫田さんから御説明があったと思います。これは、日本国内において終わりかけた問題というのか、BSEという問題について世界的に終わりかけた問題と判断なさっているのか、あるいはその判断はどこですのかということをお聞きしたいと思いました。もしかしたら聞き違いのところがあるかもしれません。

以上です。

○鈴木部会長 大勢の委員から重要な論点をたくさん出していただいておりますが、4時も近づいてきておりますが、何か……。はい、お願いします。

○松木委員 神田委員の後に、また消費者の代表として意見を申し上げます。

皆さん、本当大変な事情ということはよく分かりますが、私ども生活者もお給料は上がらなくて物はどんどん上がりますし、これからもどんどん予定されているようですので、その辺の意見も御考慮いただいて、今後の会議をお願いいたします。

それと、具体的に詳しいことは私ではよく分からないことが多いんですが、畜産の効率化を求めると、どうしても大量飼育で機械化を導入してという効率は求められるんですが、その陰で、地域固有の在来家畜みたいなものが絶滅の危機にあるという記事をちょっと読んだことがあります。その在来家畜に対する対策はあるのか。暑さ、寒さに非常に強くて、栄養価の低いえさでも育つ、病気や寄生虫にも強いと言われているようですが、その辺の対策はどうなんでしょうかということを知りたい。

○鈴木部会長 村井委員、どうぞ。

○村井委員 神田委員と松木委員の後でこういう話をするとうんしゅくを買うと思ってい

ますが、あえて勇気を持って話させていただきます。

正直言って、2006年のシカゴの穀物相場、とうもろこしから、大豆から、小麦まで、2006年の平均に対して現時点では倍になっています。そういう事態があるということで、その問題の本質的解決は、最終的な畜産物価格が上がらない限り、本質的問題解決はいたしません。

昔を振り返ってみますと、昭和57年～平成3年の10年間で、実は卵のM相場が234円だったんです。4年から16年間で178円なんです。また同じく、豚肉も、昭和57年から税抜きの上物の東京の上物で567円だったんです。それから今度、16年間は449円だったんです。

すなわち、あの10年間には、国民全部が価格は上がるものだと思っていたんです。その後の平成4年から、皆さん、価格が下がるとか思っていたんです。でも、もう世界の中に置かれている状況が変わりました。そうしますと、実際、我々が失ってしまったことは、16年間のデフレの経済の中で、コストの上った分を最終製品に転嫁するという方程式が分からなくなっちゃった。私は、その辺のところは、日本に国産の畜産物を作るためには、相場は少なくともこのぐらいの相場が必要ですよということを、相場を形成する人たちにきちっとアピールしなければいけないと思っています。

ついつい、上がったら困るということだけ言われちゃうと、日本で畜産生産やめなさいというのと同義語になっちゃうんです。ということで、改めてすいません。お二人の後であえて話させていただきます。

もう一方、ちょっと悩ましいのは、私ども、国家挙げて、自給率を上げるために、エコフィードとか、それから粗飼料の拡大等々は進めなきゃいけないと思っています。しかし、現実には、2400万トンという配合飼料原料を輸入しなきゃいけないんです。それは、例えば2400万トンという配合飼料の原料を、来年すぐ、国内で調達可能かといったら、それは無理なんです。

もう一方、世界の中で、最近では、穀物を買う国に、「すいません、売ってください」と言っただけで頭下げなきゃならないんです。私ども飼料工業会でも、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、そして中国まで、原料担当者が行って、「すいません、売ってください」と言っただけで、情報交換しながら、日本に輸出してくださいという話をしています。

副原料と微量原料の一部においては、我々の製造計画に見合いの調達がこの時期危ないかもしれないというような時代に今、なっております。これ、民間ベースでの購入という中で動くと同時に、実は国家間で動いてもらった方が有益なケースがございます。

特に、中国の今回の5%輸出関税という問題については、国家間で話すと、多分、特別枠等々の確保が可能なケースがありますので、ここだけは国を挙げて、何らかのメッセージを、穀物を輸出する国に伝えていただいたらありがたいなと思っています。

もう1点、ものすごく悩ましいんですが、先ほど釘田課長が悩ましい顔をしながら説明してもらったんですが、飼料の安定基金。これは、昨年1年間、非常に多額な金額の補てんがされています。現時点で、安定基金の財源がほとんど枯渇しております。これを、「じゃ、財源ないからやめましょう」という選択肢が本当にできるんだらうか。前段のコストの上昇分が価格に転嫁する方程式が定着しない間、それは、基金としてはどうしても必要になってくるということで、この件については、私ども単独では不可能な案件がかなりございますので、財源の調達等々に関して、国の方からの御支援、ある意味では御指導をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木部会長 まだいろいろおありだと思いますが、時間の方も押してきておりますので、ここでこれまでの点について、最後にまとめて事務局の方からコメントを簡潔にいただければと思います。順次お願いします。

釘田課長、お願いします。

○釘田畜産振興課長 それでは、一言ずつ。

富士委員からは、配合飼料価格安定制度の財源の確保と、それから高どまりした後、どうするのかということです。これも繰り返し申し上げておりますが、この制度は、ほかの国には例を見ない資材価格の補てん制度でもあり、私どもとしては非常に大事にしていきたいと思っております。

一方で、2400万トンを支えているという意味で大変大きな財源を必要といたしますので、安易な見直しというのなかなか難しいのかなと思っております。将来、穀物価格がどうなるかということについては、いろいろな予測があるわけでございます。

そうは言いましても、張りついて一切動かないということも考えにくいわけでございますので、今の制度の考え方を基本に、今後の動向を見極めた上で、どのような対応が可能か検討していきたいと思っております。余りお答えになっておりませんが、そのように考えております。

えさ米についても御指摘ございました。これは今、私どもにえさ米を国の政策の中でこういうふう位置付けてやりますという、きちんとしたお答えは持ち合わせておりません。

先ほども申し上げましたが、今後の取り組みの状況もよく見ながら考えていきたいと思  
います。

福田委員からも同じように、水田農業の政策の中でえさ政策がぶれるのは問題である  
ということでございます。これも先ほどと同様な御指摘かと思えます。重く受けとめて、き  
ちんとした対応がとられるように、今後考えていきたいと思えます。

コントラの規模拡大に当たって、土地の集積等が非常に問題であるということ、私ど  
も、飼料増産に当たっては、土地の集積の問題、あるいは労働力不足の問題が大きなネッ  
クになっていると思っております。これは私ども畜産部だけではなかなか解決できない問  
題でもございますので、農水省の中の関係部局とも連携を図りながら、少しでもよい方向  
に持っていけるように、引き続き対応してまいりたいと思っております。

公共牧場の利用率低下の問題、御指摘ございました。公共牧場については、その数も、  
あるいは利用頭数も、残念ながら低下傾向で推移しているのが事実でございます。しかし  
ながら、日本の草地面積の約4割を占めているこの公共牧場、非常に貴重な粗飼料資源で  
あることには変わりはないわけでございます。今後、このような飼料高騰の中で、粗飼料  
の自給率を高めていくためには重要な資源であると思っておりますので、なかなか難しい  
状況もございますが、引き続きその利用率を高める、有効に活用するための対策というの  
を講じてまいりたいと思っております。

阿部先生からは、地域のいろんな資源、まだまだ利用できるものがあるということ、そ  
れらのものについてもエネルギーとの取り合いになっているという御指摘がございました。  
これについては、これまでも繰り返し御指摘をいただいている点でございます。私ども  
農林水産省の中でも、バイオ燃料を推進する部局との間でいろいろ協議・話し合いをして  
いるところでございます。

その中で、食料自給率の向上を図る観点から、食料あるいは飼料としての利用を優先し  
て考えるのが基本だろうと考えておまして、今後、このバイオ燃料の施策を推進するに  
当たっても、食料あるいは飼料の需給に悪影響を及ぼさないように十分考慮して進めてい  
くというような考え方で整理しているところでございます。今後の施策の推進に当たって  
も、十分その点については念頭に置いてやっていきたいと思っております。

大藪委員からは、耕作放棄地の問題について御指摘ございました。耕作放棄地の解消と  
いうのは大きなテーマになっておりますが、耕作放棄地についても、現状はいろんな土地  
がございまして、畑、水田に復帰が容易にできる場所もあれば、なかなかそうならない

ところもあろうかと思えます。したがって、条件によって違いますが、畜産サイドで言えば、まずは放牧という利用形態が、牧柵さえ張ってしまえば一番使い易いということですので、放牧の促進を通じて、耕作放棄地の解消に貢献できるのではないかと考えております。そのための施策はいろいろ、これまでも実施しているところでございます。

さらに、平成20年度の予算の中には、耕作放棄地に飼料作を導入していく際の初動経費の助成といったことも新しい対策として盛り込んでおりますので、畜産的な利用で、耕作放棄地を少しでも減らしていくことに努めていきたいと思っております。

松木委員からは、地域の在来の固有の家畜に対する対策。これは一般論といたしまして、在来家畜はいろんな遺伝的な形質を持っておりますので、将来、例えば地球の気象変動で環境が変わっていった時に、そういった遺伝子を有効に活用できるかもしれない。ですから、そういう家畜がなくならないように保存することが非常に重要であるということ是指摘されているわけでございます。

我が国においても、酪農あるいは肉牛、豚、鶏とも、ほとんど改良品種になっておりますので、在来家畜が生産現場で使われているということが非常に少のうございます。その中でも、従来からジーンバンク事業というのがございまして、これはすべてではございませんが、その中で、日本在来家畜の遺伝子の保存という対策を講じております。必ずしも十分な対策とは言えないかもしれませんが、そういった点にも配慮した対策があるということを御紹介申し上げたいと思えます。

村井委員からは、今のえさ高の中での飼料の調達が非常に難しいということの御紹介と、その中で、飼料の輸出国と国家間で、飼料の輸出の特別枠みたいなものを設定してもらえようという話し合いができないか、あるいはそういったことのメッセージが出せないかという御指摘だったかと思えます。これは輸出国との間で、いろんな対話の場がございますので、飼料穀物の貿易について話し合う場というのは、今後十分あり得ると思えます。どのような形でそのメッセージを伝えられるかというのは、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

とりあえず、以上でございます。

○徳田畜産企画課長 先ほど、富士委員の方からマルキン対策、それから地域肉牛・豚対策等の経営安定対策について、見直し等の意見等がありました。肥育経営の経営安定対策については、家族労賃を所得が下回った場合にその8割を補てんするというところでござい

まして、その収益性の影響については相当程度緩和されていると考えております。

また、地域肉豚につきましては、確かに御指摘のとおり、発動されていないという状況はあります。いずれにしましても、これら両対策につきましては、昨年3月の畜産物価格決定の際、3年間の継続措置として措置されたところをごさいます、地域肉豚につきましては、特に各都道府県の自主基金に基づき機動的な運用がなされております補てん事業のあり方にもかかわる問題でありまして、慎重に検討していく必要があると考えておりますが、今後、経営の動向等を見極めた上で、畜産物価格の決定に合わせて総合的に検討してまいりたいと考えております。

また、大蔵委員から、理解醸成の関係で、生産者の状況についてきちんと理解醸成の中で取り組んでもらいたいということが言われました。昨年5月から、消費者団体、加工流通業者等も含めまして、協議会を設置して取り組んでいるところをごさいます、その中では、消費者あるいは地方のブロック会議等では、安全・安心な国産畜産物の供給を期待するので、国内生産が縮小することを懸念するという意見も出ております。

一方、パンフレット等の作成の際には、消費者に価格を転嫁するということがありますので、表現については、消費者の方からもいろいろ御意見をいただいたところをごさいます。生産者の最大限の努力を示しつつ、消費者の理解を得ていくということで、いろんなチャンネルを使いまして、多角的に情報を提供しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木部会長 姫田課長。

○姫田動物衛生課長 先ほど富士委員からお話しありました原料原産地表示でございます。加工食品については、18年10月から生鮮食品に近いような、原料の製品の品質に大きな影響を与えるものということで、例えば塩コショウした牛肉とか、たれ漬けた牛肉とか、ゆでた牛モツとか、蒸し鶏とかゆで卵とかいうものについて、いわゆる生鮮食品に近いような20食品群について、原料原産地表示の対象としています。

ただ、加工食品について言いますと、いろんな原産地の原料を混合するとか、すべてが、今言ったように、ウエートがうんと高くはないものですから、原産地が多岐にわたるということで、それぞれ大もとまでさかのぼって正確に把握することが難しいということ、場合によっては、いろんな原産地をいっぱい表示してしまわないといけないということがございます。あるいは、そのときによって原産地が移動するので、その度にラベルを張りかえないと不当表示になるものもあるものですから、いずれにしても、義務づけということじ



やなくて、表示やあるいはホームページによって、自主的な発信という取り組みを促している状況でございます。そういう中でも、例えば、緑茶飲料とかバターピーナッツなんかは、昨年の10月に告示改正して、21年から義務づけということにしております。

あと、外食産業については、これも自主的に、原産地表示の取り組みのための指針を17年7月にしたところでございます。いずれにしても、加工食品と同じようなことでございます。メニューの種類が多くて、その日によって当然変わってきますので。

それと、同じメニューでも、原産地が違うものが、当然その日の生鮮の入荷の問題、あるいは場合によっては、価格の問題というようなこと、あるいは材料の種類が多いとかいうことがございますので、これについては、ガイドラインでの自主的な取り組み、情報提供を促していくことにしているところでございます。

それから、杉本委員と神田委員からお話ありました。神田委員には先ほど出口で申し上げましたが、いずれにしても、BSEについては、病気としては、イギリスでもフィードバン以降1、2年、ほかの国でもほとんどの国が、フィードバンをしてから生まれた産子についてはほとんど発生していないという状況でございます。

そういう意味で、現在確認——発生じゃなくて確認しておる頭数がこういう頭数でございまして、これは何年か前に感染して、今、それがと畜されたときに確認されている、あるいはサーベイランスでと畜されたときに確認されている状況でございます。ですから、病気としては、かなり終わりに向かっているのではないかと申し上げた次第でございます。

一方、まだ確認されているということは、食肉に混入する可能性はあるわけでございますので、食品の安全対策としてはまだ終わったという認識はしていないところでございます。いずれにしても、私ども農林水産省としては、24カ月齢以上の死亡牛について全頭検査する。もともと死亡牛は全部食品にならない、あるいはえさにならないものですが、これはサーベイランスの観点から、我が国でどのくらいのBSEの浸潤状況だろうかということ調べるためにやっております。

それから、厚生労働省の方では、これも全頭検査、全頭検査と言っていますが、21カ月齢以上のすべてと畜された牛について検査しているということで、20カ月齢以下の牛については、都道府県が自主的にやるということに対して補助金を出しておられるところでございます。

いずれにしても、今後、厚生労働省の動きと連携しながらやっていきたいと思っております。

ますが、基本的には、現在のBSE対策としては、厚生労働省の全頭検査がすべての安全性を確保しているわけじゃなくて、特定危険部位をしっかりと除去するという。もう一方では検査をすることによってBSEの感染牛を排除するという、この2つの対策によっての食品の安全が確保されていると。

もちろん我々としてはフィードバンをしっかりとやることによって、BSEの新たな患者を発生させないことが大事なことだと考えているところでございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

ほかに。はい。

○牧元食肉鶏卵課長 まず杉本委員からの御指摘は食肉卸売市場、特に、東京、大阪のような建て値を立てておられるような市場についてどう考えるのかという御質問かと思いません。

この点につきましては、私どもも、東京、大阪を始めいたします食肉卸売市場の重要性を極めて認識しているところでございまして、具体的な支援措置といたしましては、例えば食肉卸売市場経営の改善を図るために、いろいろな情報の収集伝達システムの開発を行うとか、食肉卸売経営の体質強化を行うために、いろいろな産地情報の伝達機能の強化を図るとか、あるいは技術開発をやるとか、こういうソフト面の支援措置を通じまして支援を行っているところでございまして、引き続き食肉卸売市場の重要性にかんがみて、このような支援を続けていきたいと考えております。

牛肉の関税について、38.5%が50%になるというお話でございしますが、これは恐らく、関税暫定措置法の関係かと思えます。と申しますのは、関税暫定措置法が本年3月末で期限切れということで、3月までにこの改正法案が年度内に成立しない場合には、38.5%が50%になってしまうということが今、マスコミ等で取り上げられているわけでございます。ただ、この関税暫定措置法の改正法案の取り扱いがどうなるのか。これはまさに今後の国会の御審議の事項ということでございます。

それから、神田委員からの御指摘で、牛肉の消費拡大について御意見があったわけでございますが、ここで1つコメントしておきたいことは、私ども、食肉の消費拡大につきまして、食肉全体の消費を増大するという観点ではなくて、あくまでも国産食肉、とりわけ外国産の牛肉と競合するような乳用種の牛肉というものの需要拡大を図っていくための施策であるということでございます。

次も神田委員からの御指摘で、牛肉価格がみんな4割引で表示をされているというお話

でございますが、これについては、私ども承知をしておりません。ただ、一つ申し上げたいのは、こういう特売表示については当然ルールがあるわけでございますが、のべつまくなし、3割引、4割引の表示ができるわけではございません。一定の基準となる価格がありまして、それに対して何割引の表示ということで、これは業界内等でルールが定まっている世界でございますので、私どもはそれに基づきまして表示が行われていると承知をしているところでございます。

以上でございます。

○平岩牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。

1点は、富士委員からの飲用乳地帯への支援の関係の御意見に関してでございますが、この点については、飼料コストの増高等を中心にして、経営が非常に大変だという状況を踏まえまして、また、来年度の計画生産の取り組みの方向性も勘案して、どういうお取り組みについて支援をしたらいいのかということ、御指摘を踏まえて十分検討していきたいと思っております。

もう1点、時間超過している中で大変恐縮でございますが、浅野委員から早いところで御指摘のあった御意見で、原料として乳製品をきちっと提供しないとお客さんを失ってマーケットが縮小してしまうので、政府として対応すべきということで、国内生産については一応お答えをしたわけでございますが、もう1点、農畜産業振興機構で行っていただいている輸入、これはカレント・アクセスの執行ということでございますが、機構におかれては、バターの在庫状況を踏まえて、19年度の枠について、非常に早い段階から売り渡しをしていただくといった努力もしていただきました。

また、20年度につきましても、明日でございますが、輸入業務の入札を4000トン分、枠の概ね半分についてやっていただくということになっています。これは例年に比べますとかなり早い進捗状況ということでございますが、これによって、来年度に入りまして4月以降、随時売り渡しができる状態になってまいります。先ほどの国内生産と相まって、乳製品の需給の安定を図っていきたいと思っておりますので、1点だけつけ加えさせていただきます。

それから、きょう牛乳を浅野委員の御厚意で提供していただいております。これはもちろん、表示が何か問題があったわけじゃないんですが、こうしたよく売れている商品が開発をされるように、私どもとしても、表示の問題等々、消費拡大に資するような見直しに、努めていきたいと思っております。御紹介かたがたお答えが漏れておりましたこと、お

詫びいたします。以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

最後に1点、お願いします。

○八巻委員 北海道の八巻と申します。今回の議論は、恐らくえさの高いことが大きな論議だろうと思います。北海道におきましては、60万haという草地面積なり飼料畑面積がございます。それに対して、関係者と一体となって進めているのが、草地の計画的な整備とか更新を基本といたしまして、集約放牧酪農を進めるとか、あるいは青刈りとうもろこしの作付を拡大する。さらには、マメ科牧草を追播する。さらには、地域的に偏りがあるんですが、でん粉かすのサイレージ化をする、あるいは規格外野菜を飼料化すると、こんなような取り組みをそれぞれの地域の特性に応じながら進めてございます。

ただ、濃厚飼料、配合飼料、全くゼロになるかといったら、必ずしもそんなことにはなりません。よって、北海道においても飼料価格の高騰が生産者に非常に厳しいという状況になっています。これは冒頭、飛田委員からお話があったとおりでございます。

北海道の生産者が規模が大きい、大きいと言われますが、それほど大きな規模とは考えられません。アメリカ、オーストラリアに比べたらずっと小さいわけです。その小さな形態から出てくる生産物をぐっと集めて大きな供給量になるということですから、個々の生産者の経営は、ある意味で脆弱な面もあるだろうと自分は思っております。

昨年の今時分から、えさ価格上昇といった予測があったんでしょうし、昨年のこの部会で論議、あるいは意見があつて、多くの施策が講じられてきたんだらうと承知してございます。ただ、これほど大きな影響を及ぼすとは想像もされていない面もあつたのではないのかと思います。

家畜は365日えさを食べるわけで、これをストップさせるわけにはいかないわけでございます。そうなりますと、えさ価格の上昇した分はだれが負担するのかということになるのかと思います。

冒頭、代読されました大臣のごあいさつの中でも触れられてございましたし、先ほど、消費者への理解の促進といったような御説明もあつたわけです。とどのつまりは、消費者価格への適切な転嫁ということになるんだらうと思います。

一方では、先ほどほかの委員がおっしゃられていましたように、消費者の懐もそんなに増えてはいないぞという状況にあるのかなということでございますし、そういったことを踏まえて、農林大臣も、少し前だったと思いますが、消費者への価格転嫁もなかなか時間

がかかるような旨の発言があったように、私も記憶をしてございます。

そうした中で、えさ価格なりえさの原料なり、原油の高騰が、短期的じゃなくて、それ以上の、当分の間続くだろうということを前提条件に据えて物事を考えていくことが重要かと思えます。

消費者への理解が得られるような不断の努力が必要なわけですが、その理解が得られるまでの間、生産者の努力が報われ、あるいは経営が継続できて、先ほどもお話しありましたが、後継者が夢なり希望を持って経営を引き継ぐといった環境づくりが必要でなかろうかと思えます。

総論的になりますが、そうした意味では、価格とか制度とかいった全国統一的な対策と、個別、畜種別、あるいは地域別のさまざまなニーズに対応した対策をそれぞれ、しっかりと講じていただきたいと考えております。

もう1点。そういった中で、酪農・畜産の生産性の向上ということと、良質な乳製品・畜産物の提供といった意味では、家畜の疾病対策が非常に重要になろうかと思っております。

先ほど、ヨーネ病については、5カ年間でしっかり清浄化を目指すというふうな御説明がございました。北海道においては、このヨーネ病に非常に大きな影響を受けてございます。乳牛では全国の半数でございまして、肉牛では全国の15%を北海道で飼っているということでございまして、かねてよりヨーネ病の清浄化について取り組んでございまして、今現在でも喫緊の課題ということで取り組んでございます。

ヨーネ病の清浄化につきましては、先ほど申し上げたとおり、様々な影響がございまして、家畜流通の円滑化、その他、それぞれ不可欠でございまして。一日も早く清浄化できるように、先ほどの40ページの資料ではございませんが、農林省と厚生労働省がしっかりと御議論、提携をなさって取り組んでいただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

貴重な意見として踏まえていただければと思います。

すみません、私の不手際で大分時間が超過しておりますので、申しわけございませんが、このあたりで質疑応答を締めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、本当に様々な立場から、貴重な、示唆に富む御意見をお出しいただきまして、誠にありがとうございました。

議事進行の不便で御発言の機会がなかった委員の方には、深くおわび申し上げます。

本日の議論につきましては、いろんな意見を出していただくことが主眼でございますので特に集約はいたしません。御案内のとおり、今後の価格算定等の審議にこれを十分踏まえていただいて、最善を期していただくということで、農林水産省にはお願いしたいと思っております。

事務局から何か、連絡がございますでしょうか。

○徳田畜産企画課長 次回の畜産部会につきましては、現在のところ、例年より早い2月21日を予定しております。委員の皆様には改めて御確認等をさせていただきますが、よろしくお願いたします。

○鈴木部会長 それでは、本日は長時間にわたりましてまことにありがとうございました。これで畜産部会を閉めさせていただきます。

午後4時26分閉会